

平成24年第2回

# 三重県議会定例会会議録

(12月3日)  
(第10号)

第10号  
12月3日



平成24年第2回

# 三重県議会定例会会議録

## 第10号

○平成24年12月3日（月曜日）

---

### 議事日程（第10号）

平成24年12月3日（月）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

---

### 会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	青木	謙順
36	番	中森	博文
37	番	前野	和美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信

40	番	前 田 剛 志
41	番	舟 橋 裕 幸
43	番	三 谷 哲 央
44	番	中 村 進 一
45	番	岩 田 隆 嘉
46	番	貝 増 吉 郎
47	番	山 本 勝
48	番	永 田 正 巳
49	番	山 本 教 和
50	番	西 場 信 行
51	番	中 川 正 美
(52	番	欠 員)
(42	番	欠 番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 敏 一
書 記 (事務局次長)	神 戸 保 幸
書 記 (議事課長)	原 田 孝 夫
書 記 (企画法務課長)	野 口 幸 彦
書 記 (議事課副課長)	山 本 秀 典
書 記 (議事課主幹)	坂 井 哲
書 記 (議事課主査)	中 村 晃 康

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
防災対策部長	稲 垣 司

戦略企画部長	山 口 和 夫
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	竹 内 望
地域連携部長	藤 本 和 弘
農林水産部長	梶 田 郁 郎
雇用経済部長	山 川 進
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井 隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	岡 本 道 和
地域連携部スポーツ推進局長	山 口 千代己
地域連携部南部地域活性化局長	小 林 潔
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	東 地 隆 司
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	岩 崎 恭 典
教 育 長	真 伏 秀 樹
公安委員会委員	谷 川 憲 三
警 察 本 部 長	斉 藤 実
代表監査委員	植 田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智 雄
人事委員会委員	岡 喜理夫

人事委員会事務局長

速水 恒夫

選挙管理委員会委員

沓掛 和男

労働委員会事務局長

小林 正夫

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（山本教和） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

## 質 問

○議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。2番 田中智也議員。

〔2番 田中智也議員登壇・拍手〕

○2番（田中智也） 皆さん、おはようございます。

生まれて2度目の一般質問に立たせていただきます。新政みえ、四日市市選出の田中智也でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まだまだ2回目ということで、こういう場がなれておりませんので、緊張して足ががたがた震えておりますが、前回、1年前は、粟野議員から、田中議員、早いですよという御指導を受けて、ゆっくりしゃべりました。緊張するとすごく早口になってしまうのでできるだけゆっくりと思うんですが、時間もありますので中ぐらいの速さで頑張っていきたいなと、そのように思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、1点目、通告に従いまして、スポーツの振興についてということでお伺いをしたいと思います。

このみえ県民力ビジョン（現物を示す）、こちらに、スポーツによる力、

スポーツの力を利用して、地域のきずなづくりとか人づくりをしていきたいと思いますというふうな、そんな記述がございます。スポーツの推進ということで、その基本的な方向性の中で、スポーツを通して人々に夢と感動を与え、県民の皆さんの一体感の醸成につなげるというふうにあります。人と人、地域と地域とのきずなづくりを進め、活力に満ちた三重県をつくっていくということでございます。

具体的に、行動計画にございますけれども、その中でも新しい豊かさ協創プロジェクトの中で、夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクトというのがあります。

めざす姿と到達目標として、地域のスポーツ活動が活性化し、スポーツを通じて産業や観光の振興が図られる、本県の選手がオリンピックやパラリンピックなどの国際大会や国民体育大会などで一層活躍をし、県民の皆さんがその姿に夢と感動、郷土の誇りを感じることで地域の一体感が醸成されていくと、そういうところを目標に掲げておられます。

そのために様々な取組がされているわけでございますけれども、背景としましては、平成30年は全国高等学校総合体育大会、インターハイの開催がございますし、平成33年には国体、こういうことがあります。これを契機として、スポーツを通じて地域の活性化を図っていこうというところでございます。

様々やっておられるんですけれども、スポーツの競技力の向上ということで目指しておられますけれども、私もスポーツ大好き人間でございますので、私が思うに、やはりスポーツの力というのは非常に大きいんですけども、若い方からお年寄りまで、幅広い年齢層でいろんなスポーツを楽しんでいただきながら、人と人がつながっていく。

私も、地元の四日市市内の常磐地区というところに住んでおりますけれども、常磐地区の様々なスポーツ大会で年配の方と、ソフトバレーや、それから、タスポニーとかってスポンジボールでやるニュースポーツ系のスポーツを楽しんでいるんですけれども、いろんなお話が聞けますし、年配



の方は年配の方で必死になって、それこそ体のほうは大丈夫かなというような心配をするぐらい、非常に熱気あふれるプレーをよくしています。そういうことをしながら、私も、ああ、これはいいなというふうに思っています。

これをやっていくにはどうしたらいいのかということで考えておりましたら、総合型の地域スポーツクラブというのがあります。平成元年に確かできたクラブで、考え方ですけども、その後、国のほうでも、スポーツ振興法や基本計画、そして、近年ではスポーツ立国戦略、これで、10年間の計画の中にもこの総合型地域スポーツクラブというのが触れられています。

全国的な状況でいえば、会員数は非常に、スポーツクラブ数は非常に増えていますけれども、本県における総合型地域スポーツクラブの設立状況ですとか、スポーツを通じた地域づくりの成功事例とか、そういうもの、または、いろんな指導者の確保に困難しておられるクラブも多いというふうに聞いていますけど、そのような課題について、まずはどのように把握しておられるのかお伺いをしたいと思います。

〔山口千代己地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

**○地域連携部スポーツ推進局長（山口千代己）** 総合型地域スポーツクラブの現状と課題について質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者まで県民誰もが、それぞれの目的や体力に応じて、また、生涯にわたっていつでもどこでもスポーツを楽しむことができるよう、地域の方々が主体的になって運営しているクラブでございます。

現在、県内28市町において63クラブが創設されており、総会員数は2万4000人を超えております。また、対象とする競技種目や世代、競技レベルにつきましては、それぞれの地域の実情に応じて運営がなされております。

そのような中で、四日市市にあるスポーツクラブさんさんは、会員が1109名みえますが、県内外から広く参加者を募ってスポーツイベントを定期的に

開催するなどして、会員の増加や財源確保につなげております。また、菰野町の元気アップこものスポーツクラブは、会員が1301名みえますが、地域の祭り、イベントの開催に積極的に協力しており、これらの活動は地域の活性化につながっています。

その一方で、会員数の伸び悩みや運営資金の確保、指導者、運営スタッフ並びに活動場所の不足など、様々な課題を抱えるクラブがあることも把握しております。

そのため県では、総合型地域スポーツクラブの意義に鑑み、みえ県民力ビジョンの中で地域スポーツの推進の活動指標といたしまして総合型地域スポーツクラブの会員数を掲げ、平成27年度の目標値を2万5500人とし、力を入れて取り組んでおります。

今年度は、みえ広域スポーツセンターに配置したクラブ指導員を活用し、自立した運営に向けた助言、講習会開催による人材育成、さらには、県レクリエーション協会などの関係団体と組織した協議会におきまして、クラブ育成に向けた情報共有などに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） 御答弁をいただきました。

着実に会員数は増えているものの、やや伸び悩みという状況でありますとか、それぞれ自主独立で運営していただくということなので、なかなか資金確保というのは難しいというところではあるんですけども、確かに、地域自らが運営をしていくというのが、持続していくには非常に重要なことだというふうに私も認識をしております。市や町や県が余り補助金をどかつと投入して、いつかはいいのかもわからないですけども、一過性の取組、今できるからってば一っと盛り上がるけれども、やはり次をどうしていくかということを見据えてやっていく必要があるのかなというふうに私も思っています。

総合型地域スポーツクラブのいいところは、私も以前住んでいたところで

所属していたところは、文化的な活動、これも一緒になって、地域のおじいちゃん、おばあちゃんと子どもたちが一緒にハイキングを行くとか、例えば流しそうめんを夏はやって、その後、みんなでソフトボールを楽しむとか、そういうようないろんな楽しみ方ができるわけですね。

ただ、その中でも、種目によっては競技志向の種目もございまして、結構県レベルの実力を備えている、一応総合型のクラブの中に所属はしているものの、非常に高い競技力を持ったクラブというか、チームも存在するのも私も知っています。

このあたりを考えていくと、今、三重県としては、平成33年の国体の、何とか天皇杯をといるところの競技力の向上を目指してやっています。指導者の確保ですとか、また、その場、競技場とかフィールドとかの整備に向けて、多額のお金を何とか捻出して投じていこうというところだと思うんですけども、これも先ほどの補助金と同じで、ぱっとというか、お金をどかんと入れたら、ぐっと上がっていくのかもわかりません。

全国的な状況を見ていきますと、天皇杯の順位の推移、三重県も過去の国体のときには1位になりましたけど、その後、かなり落ち込んでいます。この落ち込みをなくするのがやっぱり大事なのではないかなと思っています。

近年、第63回の大分の国体では大分は1位になったんですけど、その翌年、64回の新潟では14位、65回の千葉では18位、66回の山口大会では24位というふうに落ちていきます。山口県は66回に開催をされていますけれども、そのさかのぼる4回前、35、28、13、そして1位というふうになっています。翌年、15位に急に落ちていくという状況ですよ。

上位10位というか、毎回上位にランキングされる都道府県を見ていきますと、やはり人口規模の多い都道府県ですよ。東京都や千葉県や神奈川県や大阪府や北海道。どうしてそこが常に上位にランキングするのかということは、やはりとりもなおさず、競技人口が多いから底辺が広い、裾野が広いということに起因しているというふうに思います。もちろん競技人口が多いから指導者も多いということも言えるとは思いますが、まずは競技人

口を増やしていくということが必要なのかなと私は思っていますけれども、そこで、この総合型地域スポーツクラブなんです。三つの多様性がございませよね。多世代、障がい者を含む子どもからお年寄りまで。それから、多志向、初心者からトップレベルまで。そして、多種目、複数の種目を用意すること。

例えば、私、サッカーをやっていたのでサッカーのことを例に挙げますと、サッカーがやりたい子どもがいるとしましょう。身近に、ある程度安くサッカーが楽しめるクラブがある。総合型へ入っていただく。そのときに、サッカーだけではなく競技にも、この総合型クラブの中で触れることができますよね。サッカーの少年団の指導をしていたときに感じたことなんですけれども、サッカーが好きで、大好きで入ってくる子たちばかりなんですけれども、やはりもともと資質とか、思考、考え方の違いで、サッカーが向かないかなと感じる子もいます。

ただ、ほかのスポーツをしている姿を見ると、非常に生き生きしていたり、例えば、ふざけてサッカーボールを投げたりする場面がありますけれども、そのときにとんでもなく速いボールを投げる、上手に投げる子がいたり。あっ、この子は肩が強いんだ。サッカーの中では肩が強ければキーパーにということもあるんですけども、それだけではなくて、じゃ、今度は野球をやってみようよってキャッチボールをやってみると、そこで才能があつたりする場合があるんですよ。

たくさん種目に子どもたちが触れるということで、サッカーをやりたくて入ったけれども、残念ながらそこで伸びなかった子どもも、ほかの競技では伸びるかもしれない。その可能性を、多種目用意できる総合型のスポーツクラブというのは拾い上げることができるんじゃないかな。人材発掘というか、そういう素材を、競技力の向上のチームへ持っていけばと言うと語弊がありますけれども、行ってもらえれば、もしかしたら伸びるかもしれない。

一つの種目だけ少年のころからずーっとやるというのも確かに大切なところはありますけれども、いろんなスポーツに触れ、親しむ中で、多競技の楽

しさを達成感を味わうということができるのが総合型の地域スポーツクラブなのではないかなと思っています。そこを、競技力を向上するチームにつなげていく、その取組につなげていく。地域づくりもできるし、競技力も向上できるのではないかと。1人の子が3種目やれば、延べ人数で競技人口は3倍に、単純にはなるのではないかなと。

でも、単純計算できないにしても、でも、競技人口が増えるわけですから、そのあたりの連携というのを考えてみてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○地域連携部スポーツ推進局長（山口千代己）** 総合型地域スポーツクラブと競技力の向上の関連についてお答え申し上げます。

子どもたちにスポーツの魅力をまず感じていただくためには、学校の運動部活動に加え、総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域スポーツの環境を充実させることが大切かと思っております。子どもたちのスポーツに接する機会を増やすことから、多様なスポーツに触れ、親しみ、その楽しさや喜びを味わうことができると考えています。

そこで、県では、国内トップリーグで活躍する選手を市町に派遣いたしまして、子どもたちのスポーツに親しむ機会づくりに取り組んでいます。子どもたちにとっては憧れの選手から直接指導を受けることは喜びでもあり、技術力の向上にもつながっています。また、指導する選手にとっても心の励みになるとともに、地域に支えられていることを実感することができるのではないかと思います。

さらに、議員から提案のありましたような県内総合型地域スポーツクラブの中には、サッカーとか野球などの特定の種目におきまして、小学校低学年の子どもたちにその競技に触れるきっかけづくりをまずいたしまして、その後、スポーツ少年団やクラブチームへ引き継ぎ、競技力の向上につなげている取組も見られます。

このようなことから、県では競技力の向上も踏まえまして、国内トップレベルのクラブチームなどと総合型地域スポーツクラブとの連携を一層進めて

まいりたいと思います。

なお、クラブの課題とされることから、会員の確保には会員の要望に応えられるような魅力あるメニューの開発、あるいは財源確保や情報発信にはフリーペーパーの発行など、全国で成功している様々な活性化策を収集いたしまして、クラブへ提供してまいりたいと思います。

また、活動場所の確保につきましては、広域スポーツセンター、鈴鹿スポーツガーデンがございますが、その職員が市町教育委員会と調整を図りながら、今後も総合型地域スポーツクラブが活性化し、地域スポーツの推進につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） ありがとうございます。

そういうトップの選手が地元のクラブへやってきて、憧れの選手と子どもたちがふれあうことで、先ほど御答弁いただいたように、私も経験があるんですけど、Ｊリーグの選手が出身のチームへやってくる、サインはまずは求めるものの、プレーに口をあんぐりあけて見ながら、次の日から、次の瞬間、練習に向かう姿勢が変わるんですね。目が生き生きとしてくる。

選手も選手で、Ｊリーグで活躍できない時期であったとしても、地元へ帰ってきてもう一度リフレッシュできるということをしていましたので、非常にいいのかな、それをさらに進めていただくということで、非常にありがたいなと思っています。

この項の最後に、私の思いは、この総合型の地域スポーツクラブ、本当にうまくいけば、地域づくりや活性化はもちろんなんですけれども、子どもや高齢者の居場所づくりになるんじゃないかな。そんなふうに考えています。

そのクラブが、地域とともに歩む、そういうことができなければ、そういうふうにも成熟していけば、そこで育った子どもたちが大学生や社会人になったときに、指導者として戻ってくる。お手伝い、スタッフとして戻ってきてくれる。そのことで、地域を愛するというか、地域への愛着というのはより

一層深まりますし、総合型のクラブが核となった地域づくりというのになんか本当になんかになっていくんじゃないかな。そんなふうには思っています。

今、コミュニティーというか、社会や家庭の、子どもたちを育むですとか見守るという力が非常に落ちてきていると言われてはいますが、そういう居場所があって、近所の人子どもたちを見守る。スポーツを通じて全人的な教育というか、人を育む、そんな卵になるのではないかなと思っていますので、今後もよろしくお願ひしたいと。私も一緒になって頑張りたいなと思っていますので、よろしくお願ひします。

それでは、次の項目に移ってまいります。

四日市港の災害対応力の強化についてというふうには題しました。

先日的一般質問でも、私と同じ四日市の石田議員が、四日市港の防災についてということで質問をしていただきました。四日市港というのは、非常に重要な港湾だと、私は地元だからというわけではないんですが、この三重県にとって非常に重要な港湾だというふうには考えています。

あそこが天然の良港、よい港だから、稲葉さんもあそこの港を整備しようというふうになって、明治期は、羊毛、羊の毛が入り、そこで、背後圏で紡績産業が栄え、雇用が生まれ、人が移り住み、本県経済の牽引役となった。戦後は石油化学コンビナート。国策としてという部分もありますけれども、あそこに原材料が届くから、背後圏の産業が栄えるというふうだというふうには思っています。現在の様々な社会構造や産業構造が変化する中でも、本県にとって四日市港、四日市の港というのは重要なものだというふうには考えますが、とりわけ経済活動については、そういうふうには思わなければならないけれども、まずはこのあたりについて雇用経済部としてどのように捉えておられるか、お伺ひしたいというふうには思っています。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 産業振興を進めるに当たって、四日市港の役割をどう認識して、今後どのように活用していくかについて御答弁申し上げます。

四日市港は、県内の総生産、純生産、雇用者数及び県税収入について、三重県経済全体の1割強に影響をもたらし、地域経済を牽引していく役割だけではなく、中部圏を代表する国際物流拠点として、エネルギーや原材料となるバルク貨物を輸入し、完成自動車等を輸出し、コンテナ貨物も取り扱う、総合港湾としての役割を担っております。

また、その後背地では、日本有数の臨海部コンビナートを中心とした基礎素材型産業、あるいは内陸部の加工組み立て産業などが集積しており、四日市港は、これら背後圏産業の発展を物流面から支えております。

さらに、県内の企業誘致におきましても、企業が新たな立地先や販路開拓を検討する際、物流に対するニーズが満たされているかどうかは非常に重要なポイントであることから、四日市港の存在は、三重県の大きな強みとなっております。

その意味で、本県の産業振興に取り組んでいくに当たって、企業活動のベースともなる四日市港の機能を維持強化していくことが重要だと認識しております。本年7月に取りまとめましたみえ産業振興戦略においても、地域に活力と雇用を生み出す強靱で多様な産業構造を構築するため、県内のみならず県外の物流をも支える四日市港の機能強化や戦略的ポートセールスを、グローバルアクセス強化に向けた重要な取組の一つとして位置づけておるところです。

物流の中間拠点である四日市港が、今後さらに荷主から頼りにされる港、どんなときでも物流機能が確実に確保される港へと発展し、県内産業につながっていくため、県としても、四日市港管理組合をはじめとした関係者としてしっかりと連携した取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） 私も存じ上げているところをしっかりととめていただきまして、非常に重要な港で、物流の中核として荷主企業から頼りにされる港を目指していくという力強いお答えをいただいたんですけれども、三重県へ



の経済効果というのは、総生産ですとか、雇用ですとか、県税収入とか、様々な面で1割強という状況。

これが、万が一、想定をされる東海・東南海の大地震が起こって、津波による甚大な被害が起こった場合、あの港が潰れてというか、機能しなくなったときを考えると、非常に恐ろしい。本県経済にとっては非常に大きな痛手なのではないかなというふうに思っています。

それで、今回の質問の趣旨なんですけれども、災害対応力の強化ということで、要するに、津波をとめることはできません。地震をとめることはできません。起こった場合、被害はどれぐらいのことかわかりませんが、ある程度の被害はあるだろうと。その中で、四日市港が港湾として機能を継続できるために何をするのかということを考えるのが重要だというふうに思っています。

そんな中で、国の動きを少し御紹介いたしますと、国土交通省のほうでも、中部の港湾における地震・津波対策に関する懇談会が昨年11月に設置されて、そこはもちろん、中部地方整備局が中心となって。ここは中部ですから、三重県、愛知県、静岡県、それから、それぞれの四日市港ですとか名古屋港の管理組合、それから、様々な経済団体が集まって話をされています。

この中でも、いろんな東日本大震災における教訓を踏まえてということで議論がなされていますし、とりわけ四日市港につきましても、四日市港地震・津波対策検討会議というものが、これも今年の9月ですけれども、設置をされています。ここも中部地方整備局が事務局となって、経済団体とか港湾業者とかが入っている四日市港振興会、それから、三重県、当該四日市市、川越町、それから、もちろん四日市港管理組合ということで構成をされて、会議がなされています。

そこから、平成24年の2月、基本方針というものが示されました。その示されている内容を少し見させていただきますと、防災・減災目標の明確化ということで、人命、財産は守り切る防災をまずは目指すということですが、被害をできるだけ小さくする減災も目指していくということなんです。

ただ、現状の課題としては早期の港湾機能の回復の検討が必要ということが言われていまして、そのあたりのところが明確ではないんですね、今のところ。港湾機能を、例えば被災をしてもいかに早期に復旧させるかというところが重要なんですけど、いまだ見えてこない部分がございます。

東日本大震災のときに港湾が果たした役割を少し私も見てみますと、どうしても、引き波で持っていかれた車ですとか、コンテナ港湾でしたらコンテナ、それから様々な漂流物が海を塞いでいます。船が通る航路を塞いでいます。だから、航路啓開をして、開いて、発災4日後に釜石港、茨城港、このあたりがまずは船が着けるようにという形になりました。

発災10日後には第1船のオイルタンカーが入港して、被災地の燃料油不足、ガソリン不足が言われていましたよね、あそこを、まずはオイルタンカーが入港して、大きく貢献をしたということになっています。四日市港もエネルギー港湾として重要な位置づけがされていますけれども、四日市港にタンカーが入らなければ、この中部地域の燃料不足というのは本当に深刻になるんじゃないかなと、そんなふうに思っています。

そのあたりを考えていくと、恐らくというか、港湾というのは大規模の事業。耐震強化岸壁にするですとか、そういう大規模な事業。霞4号線もそうですけど、国の直轄ということで国土交通省の所管の部分、それから、港湾管理者の所管の部分、それから、背後の緊急輸送道路などは県土整備部ということで県が大きく担うところではありますけれども、港湾機能を総体として復旧させるためにはどこが中心になるのかということが見えていないんですね、くどいようですが。

そこで防災対策部にお伺いをしたいんですが、地域防災計画の中で四日市港の位置づけというのは、その計画の中でどういうふうになっていますでしょうか、お願いいたします。

○防災対策部長（稲垣 司） 四日市港の地域防災計画上の位置づけでございますけれども、四日市港につきましては、現行の地域防災計画におきましては、まずは公共施設・ライフライン施設災害予防計画という節におきまして、

耐震強化岸壁を優先整備する港湾、これに指定されておりますとともに、緊急輸送活動という節におきましては、災害救援物資等を備蓄、集散する際の第1次拠点と、それに指定するなどの重要港湾の一つとして位置づけております。

また、港湾における具体的な災害対策としましては、これは四日市港に限定しているわけではありませんけれども、交通応急対策の節におきまして、航路啓開をはじめとする海上交通の確保に係る対策方針を示してございます。四日市港につきましては、港湾管理者の四日市港管理組合が海上保安部と連携してその役割を担うとなっております。

三重県地域防災計画ですけれども、これにつきましては、先ほど言われました東日本大震災の教訓を受けまして、私ども、津波対策を重視した抜本的な見直しを進めているところでございます。

今申しました海上交通の確保ですけれども、議員も先ほど中部地方整備局の動きなんかも出されてお話しされましたけれども、その辺のことで、例えば、これまでは想定していなかった、議員の言われた引き波の話でありましたけれども、ああした想定していなかった漂流物が津波によって発生すると、そうしたこともあって、想定を超える障害というのが生ずることも当然考えられます。それでもって港湾機能が維持されなくなってしまうということも考えられますものですから、現在進めております南海トラフの被害想定ですけれども、この中でも、港湾のそうした状況下の利用可能性、それについても想定項目に含めて調査を進めております。

これら調査結果につきましては、当然ながら四日市港管理組合をはじめ港湾管理者の皆さんに提供して、そして、今後の港湾の防災対策に万全を期してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） 想定をされていない部分については、再度、現在調査して、それは、今見直しをしているこの地域防災計画へ反映させるというこ

となんでしょうか。

○防災対策部長（稲垣 司） 地域防災計画の中にも抜本見直しの内容を、どういう形で書くかは今議論中ですけど、書いていきますし、新地震対策行動計画、そちらのほうにとか、その辺の前提となるのが被害想定ですもんで、そうした形でまずは置いて、それに反映させていくという形で考えております。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） わかりました。理解をいたしました。

多数の関係者の協働によって支えられる港湾ですので、今後の港湾機能の継続などについてもそういう総合調整機能というのにも必要になってくると思うんですね。どこがやるのかというところですね。

私、実はというか、御存じのとおり四日市港管理組合の議員でもありますので、先般、特別委員会がございまして、そこの副委員長を拝命しておりますが、ちょっと気になったものですから聞かせていただきました。万が一、四日市港が被災した場合、災害対策本部は設置されるのかというふうに聞きました。そうしたら、それはしないというのが管理組合の御答弁でしたので、そのあたりは、それでいいのかなど。先ほど、雇用経済部からお答えいただいた、四日市港の重要性、万が一被災した場合の本県の経済活動に与える多大な影響、そのことを勘案しますと、四日市港は四日市港として災害対策本部を設置して、指揮をしながらやっていくべきなのではないかなというふうに思っています。

四国の高松港のことを少し見たら、あそこは災害対策本部を港としてやると。あそこはたしか県管理港湾だと思うんです。ですから、そういうのがきっちりとされる。不幸にしてということなのか、四日市港は県、市による一部事務組合ということになっていますので、協力という名の無責任状態にならないように、県としても主体的に、災害対応力の強化についてはかかわっていただきたいなというふうに思っています。

知事、そうかなという顔をしているので、もし。

○知事（鈴木英敬） 私、四日市港管理組合の管理者も務めさせていただいておりますので、議員が副委員長をお務めいただいている委員会においてどういうやりとりがあったか、私、詳細を承知しておりませんけれども、隣に前副管理者もおるわけで、常勤副管理者もおるわけですが、災害対策本部が全く設置されないということが、どういうルールでどういうふうになっているかということを知りたいと聞いていただいたのかもしれませんが、災害がいざ発災したときに災害対策本部が全く設置されないということはないと思っております。そこは議員からの御指摘を踏まえて、よく管理組合のほうとも連携をとって、主体的に災害対策をとれるようにしたいと思います。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） そう。四日市港管理組合の委員会の中での御答弁は少し口ごもったような言い方だったんですよ。だから、要するにあんまり考えていないということだなというふうにファーストインプレッションを持ったわけで、だったらやっぱり、知事は管理者でもありますし、今後そのあたりをしっかりと見ていただいて、港湾は港湾としての災害対策本部。とりわけ私が、人命や財産を守るというのは一義ではあるんですけども、後の港湾機能の継続という観点でもしっかりと取り組んでいただきたいなということを要望して、この項目は終わりたいと思います。

時間がやっぱり押してしまいました。ちょっと早口になるかもわかりません。

3項目め、子どもと正面から向き合う体制づくりについてということで質問をさせていただきたいと思います。

少しわかりにくいような表現かもわかりませんが、まずは最初にこれを見ていただきたいなと思っています。（パネルを示す）ちょっと見にくいですかね。初めてパネルを使う、初めてのお使いじゃないけど、初めての経験なので、グラフのつくり方がだめだったかもわかりませんが、横に伸びているというか、青いほうの折れ線グラフ、これは教職員の方の病気休職者の数の推移なんですけれども、青のほうは精神疾患以外による病気休職者でござい

ます。赤のほうは、ポインターを使うと、精神疾患による病気休職者の数なんです。

これ、平成5年あたり、四、五年あたりからぐーっと立ち上がって、今、高値安定みたいなのうに。少し下がっているかなというふうには思うんですが、このような状況にあるというふうです。

このあたり、冒頭にも示しましたみえ県民力ビジョンの中でも教育の充実ということであたわっていますけれども、知事の知事選挙のときの政策集の中にも、憧れの先生像でしたっけ、そんなような表現がございました。今のグラフを見ていただくと、これは全国的な状況、文科省の調査による全国的な状況ではあるんですけども、憧れの先生になっていただくには非常に、心身ともに疲労こんぱいしている状況なのかなと思いました。

まずは、ですから教育委員会にお伺いしたいんですが、三重県における精神障がいによる病気休職者の状況と、そういう方々への対応についてお伺いをしたいと思います。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

**○教育長（真伏秀樹）** 本県教職員の病気休暇の状況、特に精神疾患による病気休職者への対策ということでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

本県におけます公立学校教職員の病気休職者の状況につきましては、平成20年度の病気休職者は119人でした。そのうちの精神疾患の方というのが71人という状況であります。病気休職者につきましては、平成21年度には134人まで増加をいたしております、その後、大体135人前後での推移ということになっております。一方で、精神疾患によります病気休職につきましては、平成20年が71人でしたが、23年度には97人まで増加をしているという状況でございます。

その増加の要因といたしましては、複雑化する生徒指導への対応の負担、校務の質や量の変化、それと、職場内外でのコミュニケーションの難しさなどが指摘をされているところでございます。

このような精神疾患によります病気休職を減らすためには、まずは教職員が心の健康について正しい認識を持っていただき、自らが早期に気づいて適切な対処行動がとれるようにするという部分が大事かと思っています。それと同時に、組織的な支援をしっかりと進めていく必要があるかなというふうに考えています。

そういう意味から、段階に応じまして、セルフケアの能力向上のための取組でございますとか、職場の管理職等ラインによります支援、それと、産業医、衛生管理者等によります職場内のスタッフによるケア、それと、外部専門家を活用いたしました職場外からのスタッフのケアというような形での取組を進めているところでございます。

具体的に少し申し上げますと、セルフケアという部分では、そのための能力向上のためのいろんな形でのセミナーの開催ですとか冊子の配付、それと、特に初任者に対しますメンタルヘルスの研修などを行っているところでございます。また、ラインでは、特に新任の校長研修ですとか新任の教頭の講習会におきまして、いわゆるリスナーとしての養成をするための相談機能、そういうこともやっております。

そのほか、職場内でのいろんな形での相談機能の強化ですとか、それから、過重労働者への面接等の指導、こういうものを通じて、いろんな形での発見等もやっておるところでございます。職場外においても、特に公立学校の共済組合事業ともタイアップいたしまして、ストレスドックですとか、心の健康相談、それと、24時間対応の電話による相談事業なんかにも取り組んでおるところでございます。

特に、こうした形でいろいろな相談をやっていますけれども、どうしても治療が必要な場合も出てまいりますので、そういう治療に専念できるような形での休暇、休職制度についてのしっかりした説明もやっておりますし、そのための職員の補充等にも対応しておるところでございます。

県の教育委員会といたしましては、こういう形で管理職、それから衛生管理者に対するいろんな形での研修等を実施いたしておりますけれども、特に

今大事な点というのは、課題を抱えた職員を孤独にしないことだというふうに考えています。

同時に、周りの職員が十分な目くばせをすることによって早くに気づくという部分、それと、もし課題等が発生した場合には職場が一丸となって対応する、そういう対応をすることの重要性というのを認識いたしておりますので、そういう取組を一層進めていきたいなと思っています。

それと同時に、最近、管理職も大変いろんな形でストレスも抱えております。特に学校という職場の中で、地域の方との板挟みになってしまったりとか、職員との間で苦しい立場に置かれてしまったりとか、そういうこともございますので、管理職が気軽に相談できる、そういう体制づくりというのも大変重要なというふうに考えておるところでございます。

こうした取組によりまして、教職員の心身にわたります健康及び福祉の増進を図りますとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を一層進めていきたいというふうに考えております。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） 御答弁ありがとうございますです。

先ほど教育長の、孤立しないこと、ここを御認識いただいているというのは非常にありがたいなって思っています。実はそこら辺の御答弁がなければ再度質問という形でどういうところがつぼかなというふうにお伺いしようかなと思っていたんですけども、そのあたりを捉えていただいているということは非常にありがたいな。ただ、財源がない中でどうしていくかということとは非常に難しいんですけども。

学校の先生方は本当に、ある方、小学校5年生の担任の方で、授業が終わった後、子どもたちや家庭に配るプリントをつくったり、それから職員会議の資料づくり、それからテストの採点、明日の実験の教材の準備。夜帰って行って、御自身、女性の教員の方でしたけれども、小学生と中学生のお子さんをお持ちなのでその育児、それが毎日続くわけですよ。そんな中で、誰かに相談できたらいいんだけど、それができないという状況になるとど



どんどんどんどん孤立感にさいなまれて、もう自分はだめだというふうになんて自己否定に入ってしまう。そんなことをお伺いしました。

それから、若い新規採用の方というか、1年目、2年目の方というのはやはり、教育現場、教職ということに対して希望を持って入ってこられるんですけど、でも、現実、荒れた学級を目にして、自分ではどうしようもない、そんな中でも何とかしたい、自分自身をすり減らすような思いをして、教壇に立ちながら頑張る、頑張り過ぎてしまう。

そういうところをやっぱり誰かが支えなければならぬと。そのあたりが、先ほど、セルフケア、ラインケア、事業所内外のスタッフによるケアということで、一応、通り一遍と言ったら失礼ですけど、やるべきことをやっていただくということも大事なんですけど、じゃ、何をもってその対応をしていくかということが非常に重要なものですから、お伺いしたところです。

最終的に、やっぱり人を増やしていくことが大事なんじゃないかな、豊かな学びを実現するためにはみえ少人数のさらなる拡大をとということが本当は早急にやっていただくべきところだと思うんですが、今、現実、現場で倒れていく先生方を何とか倒れないように支えていく取組をお願いしたいなど。

悩みを打ち明け合い、それに共感し、それぞれが寄り添い合う、これは、学校の中だけではなくて、皆が寄り添い合って課題を共有し合うという、そんな三重県づくりをしていけば、学力の向上ももちろんですし、子どもたちが心豊かに育っていく環境になっていくのではないかなと思いますので、よろしく願いますという要望でこの項については終わらせていただきます。

続きまして、時間がないものであれですけど、三重県人づくり基本方針についてというところがございます。

このみえ県民力ビジョンの中にもうたわれていますし、三重県経営方針の中でも平成25年度の行政運営に当たっての考えの中で、人づくり基本方針を策定し、人材育成していくというふうに言われています。

ただ、内容については余り私も聞いたことがないので、現在の状況について、進捗状況とか、そのあたりについてを教えてくださいというふうにな

思いますが、よろしく申し上げます。

〔稲垣清文総務部長登壇〕

○総務部長（稲垣清文） 三重県職員人づくり基本方針についてのお尋ねでございます。

現在の策定状況でございますけれども、三重県職員人づくり基本方針につきましては、平成24年の4月から8月にかけて、南山大学の安藤史江准教授をアドバイザーとしましてワーキンググループで議論を行っております。そのワーキンググループの報告書をもとに、現在、私ども総務部が中心となりまして最終案の策定をしております、12月中をめどに策定をする予定でございます。

主な内容でございますけれども、本方針では目指すべき職員像を、県民とともにアクティブに、新しい三重を創っていく日本一の職員というふうに定義をいたしまして、組織が積極的に関与する人材育成への転換、組織全体でより積極的に職員に働きかける、みんなで行う人づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

具体的には、若手、中堅職員の能力開発、ベテラン職員の知識、経験の活用、意欲を持って働くことができる職場環境づくりなどを重点的に進めたいと考えております。

また、仕事を通じた人材育成、いわゆるOJTでございますけれども、これを最も重要な柱に位置づけまして、人事、組織、職場環境、研修等の様々な分野において、関係部局等がそれぞれの役割を分担かつ連携し合うことで、組織全体で人材育成に取り組むこととしております。

この基本方針を浸透させていくためには、三重県経営方針や全管理職が策定することになっております組織マネジメントシートを通じまして各職場に人材育成の考え方を定着させていくとともに、職員の理解がより深まるよう、様々な機会を通じまして周知していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） ワーキングで議論をされて、組織全体で、OJTを最も重要と捉えてやっていくということで、私もOJTがやっぱり一番だと思うんですね、どこか集まって座学でやっているということは、人に余裕があるときは、時間に余裕があるときはいいんですけども、そうじゃない、そんな現下の状況の中では、OJTでいかにどう人をつくっていくかということです。

中堅、若手職員の能力の向上ということで、私も県の職員でしたけれども、中堅だとは自分では認識しておりますけれども、そういう、ある意味、まだわかっていないから勢いのある意見、自由闊達な意見というのは出る時期だと思いますし、若いからこそやる気に満ち満ちて、こんなこともやったらどうだ、あんなこともって、そういう非常にいいイメージ、想像で県政に当たっていただくということをやはり伸ばしていただく、大事にさせていただく、ある意味、反映できるものなら県政に反映していくということも重要なこと。ただ、一方で、ベテランの方のノウハウ、特に技術系の職員の技術の伝承ということも重要ですから、そのあたりは本当にOJTの中で。

これ、要望なんですけれども、そういう人を育てるところを、横出しの業務ではなくて本来業務の、余分な業務ではなくて一つの業務と捉えて、全庁的に組織としてというふうなお話を御答弁でしたので、このあたりを担う職員の中で、それだけということにはならないかもわかりませんが、一つの仕事の位置づけとして人材を育成していくという御検討をいただきたいなと思っています。

そのことが実は、先ほど教職員のところでも触れましたけれども、精神疾患による病気休職者、休暇や休職を減らしていく取組にもなっていくのではないかなど。人に相談するというのが、仕事の中での悩みやストレスを相談するということが非常に重要です。先ほど、実はパネルを用意していただんですけども、ここと共通するなと思って使わせていただきますけれども、（パネルを示す）これは教職員ですけれども、教職員と一般企業の労働者に分けて調査をしたものです。仕事や職業生活におけるストレスを相談できる

人がいるかいないかということで聞きました。

こちら、一般企業の労働者の方は、いると答えた方が89%、約9割の方がみえるんですね。教職員の方、いると答えた方が45.9%、半分以下ですね。職場の中で相談できない、する人がいないということなんですね。

次のパネルなんですけれども、（パネルを示す）棒グラフになっていますが、濃いオレンジが教職員、薄い色が一般企業の労働者ということなんですけど、明らかに違うのは、上司、同僚に相談する方の差ですね。家族や友人に相談するのはどちらの群とも80%以上の方がいます。上司、同僚に至っては、教職員の方は14.1%、一般企業は64.2%と、この違いがあります。いかに職場の中で孤立しているかということですね。

一般行政の社会においても教育の世界においても、やはりノウハウを持つ方が寄り添いながら、仕事の中で悩みを受けとめてあげて、的確な助言をしていく。そのことによってその壁を乗り越えていくことで一つ一つステップを上がっていく。それが非常に重要だというふうに思っていますので、今回の三重県における人づくり基本方針におかれても、つくって終わりではなくて、その精神が全職員に浸透して、しっかりと転がっていくように、回っていくように、後の取組もお願いしたいというふうに思います。

それで、最後になりました。もう時間がありませんので簡潔に言いたいと思います。

近鉄内部・八王子線の問題についてであります。

〔「四日市南」と呼ぶ者あり〕

○2番（田中智也） 今、四日市南高校の話が出ました。先般、四日市南高校出身の中川議員が質問されまして、我が会派の中にも水谷正美議員が四日市南高校出身という形です。私は四日市南高校ではないんですが、私の妻も四日市南高校出身でありまして、そのつながりでこの質問をさせていただくんですが、それだけではないんですが、四日市市にとって非常に必要な路線です。もう何人もの方がおっしゃっていますので余り多くは語りませんが、四日市市もそうですし、市議会も、そして市民も、今、何とか残そうという機

運が非常に高まりを見せていますし、確かに今まで余り乗っていなかった方も、利用しよう、なくなったら困るからというふうにもう一度目を向けています。

市民の方というか、PTAの方中心とか自治会の方中心に、署名を1万1925筆でしたっけ、お集めになって出されていますけれども、また新たに社会福祉協議会ですとかいろんな団体さんが集まって、近鉄内部・八王子線の応援団ということをつくっていこうというふうな、そんな機運も盛り上がっているところでもありますので、県におかれてはこの際、しっかり残すんだという意思を、とりあえず四日市市からのアプローチがまだないというお答えでしたんですけれども、そういう意思を表明いただけたらなと思うんですが、部長、いかがでしょうか。

〔藤本和弘地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（藤本和弘）** 公共交通の維持確保につきましては、これまで行政や事業者が主体となって取り組んできましたけれども、今後は、地域の重要な移動手段を確保していくためには、地域の方々の積極的な支援が欠かせないというふうに考えております。

そういう意味では、今御紹介がありましたように地元が存続に向けて機運が盛り上がっているということは、大変私どもとしても心強く感じているところでございます。なお一層の利用促進とか、あるいは積極的な利用展開を期待したいなというふうに思っています。

存続につきましては現在、紹介がありましたように、四日市市と近鉄で協議を行っているところでございまして、やはり、まずは四日市市と近鉄との協議の推移を見守りながら、私ども、具体的に何が支援できるかをその後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○**2番（田中智也）** 想定どおりの残念なお答えだったんですけれども、現時点ではなかなか厳しいとは思いますが、ただ、本当に沿線沿いには

県立高校がたくさん所在しますし、生徒が困りますし、BRTにかえるとなれば本当にお金がかかりますし、時間がかかりますしと思うんですよね。

だったら、乗っていただくという取組をしっかりとやる、我々ももちろん一緒になってやるということを見せていただきながら、一定、公共性の高い、公益性の高い路線ですから、県として、市としてしっかりと支えていただきながら、新たな仕組みとか、本当に県民と公、行政機関が一緒になって、ここを育てるんだ、継続させるんだ、それがどんどん次世代へ語り継がれていく、持続的にそういう取組になっていくような事例にしていくべきではないかな。そういう発想でやっていってはどうかな。例えば美し国の中でも何か発想でやってもらってもいいかなと。

それは考えてくださいということではもちろんなくて、地元の皆さんが考える。持続可能な地域づくり、あそこの路線を中心に地域づくりをしていくんだ。周りには、旧東海道沿いですから、いろんな旧跡もありますから、それらを活用していくということも必要だなというふうに思っていますので、ぜひともそのあたり、一緒になって知恵を出し合って、残していただきたい。そのことを強く要望して、時間が参りましたので私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。（拍手）

○議長（山本教和） 48番 永田正巳議員。

〔48番 永田正巳議員登壇・拍手〕

○48番（永田正巳） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得まして、質問の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

さて、今、田中議員は本当にいい質問をしていただきましてありがとうございます。私も通告はしていないんですけど、この件だけはどうしても一言触れさせていただきたいです。それは、やっぱり近鉄内部・八王子線の問題であります。

議員はたくさんおりますけど、恐らくこの近鉄内部・八王子線のかかわりが一番深い議員は私だと思います。中川議員、田中議員、言ってください。

私は生まれてからずっとこの近鉄内部・八王子線で育っているんです。こんな、廃線なんてとても考えられん話ですよ。

私が、今ちょっとお聞きしていますと、どうも待ちの答弁じゃないですか。待ち。県も、これだけたくさん議員が言っているんだし、これだけのかかわりが深い案件ですから、もう少し前向きに答弁をしていただき、取組をぜひお願いしたいと。もうそれ以上言いませんが、ひとつ私も、これについては体を張ってでも頑張っていきたいと、こう思っておりますので、ぜひお願いいたします。

以上で、もうくどくなりますからやめます。

それじゃ、ひとつ、せっかくの機会ですけれども、今、2回目の質問と言われましたけど、私もこれを何回もやってきましたけど、やっぱりこの本会議、なかなか緊張しますよ。大変な緊張ですよ。だから、その緊張のもとにぴっとひとつやらせていただきますので、よろしく頼みますよ。

さて、将来世代の問題なんですけど、本当はこの問題とともにもう1点やりたかった。次に何を残すかという問題について何がやりたかったか。やっぱり二宮金次郎ですよ。今、実は会派におつてくれますので、今日は議場まではと思って。会派でしっかり見守つておつてくれますよ。こういう精神のもとに、思想のもとに、この将来世代のためについて質問をしていきたいと思つています。

それで、この世に生を受けまして、今を生きる人間として果たさなければならぬ責務というのは何なんだろうかね。私は、将来世代にどう引き継ぐか、こういうことだと常に考えております。

将来世代と申しますと、それにはとり方がいろいろありますけれども、一応、本当は10年、20年と言いたいんですが、もう少し、もう少し長く、30年から50年と、もう私はそのころはおりませんが、30年、50年先の将来の姿を想定して語つてみたいと。知事、結大ちゃん、ちょうどそれに匹敵するんですよ、これ。真剣に考えましようね。

つい先日までございますが、皆様御承知だと思いますが、OECD、経済協

力開発機構なんですけど、世界経済に関して2060年の世界長期予測を発表したんですね、これ。これは新聞でもう皆さん御存じだと思いますが、これによりますと、日本経済が世界経済に占める割合は、2011年の6.7%から3.2%に低下してしまうんです。経済小国に転落するとの見通しが出されておりました。本当に深刻だと思うんですね。

ちょっとパネルを出してみてください。（パネルを示す）これはもう皆さんも言うまでもなく、本当に深刻な時代に遭遇するんだなと、このように思っておるわけであります。

一方で、中国とインドはいずれも米国をしのぎ、世界の2大大国としての地位を固めることでありまして、結果として、私たちの子どもや孫の世代の世界経済は、今日とは全く異なった姿となってしまうとの見解が出されておるわけであります。

それは、何はともあれ、人口の減少であるとともに、高齢化の進展に起因することはもう明らかなことでもあります。これはもう論をまたないところであろうと思うわけであります。

その次の、もう一つパネル、これ、いきましょか。（パネルを示す）このパネルを見ていただければわかりますとおり、本当に、見ていますと大変な状況が想定されるわけです。こういうことを考えますときに、さて、この問題解決の最も基本はやっぱり、この世に生命の誕生をどうするかであろうかと私は思うんです。

非常にこれは難題ではありますが、結果がすぐに期待できない問題でもあります。さりとて、将来世代に惨めな思いをさせないためにも先送りすることなく、私たちは真正面から向き合って、真剣に取り組まなければならない最重要案件だと考える次第でございます。

そこで、知事の御所見をお聞きしておきたいのであります。一遍、知事の御所見だけ伺いましょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 人口減少社会を迎える中で、どういうふうな県政運営を



行っていくのか、その所見ということで申し述べさせていただきます。

社会は今、時代の分水嶺とも言うべき転換期を迎えています。本格的な人口減少社会が到来し、グローバル化が一段と進む中で、既存の社会システムや産業構造の見直しが避けられません。加えて、国や地方の財政を取り巻く状況は極めて厳しく、これ以上、将来世代に負担を先送りすることはできない状況です。特に今後、少子・高齢化の進行に伴う総人口に占める生産年齢人口の割合の低下は、経済成長や財政にとって大きな負担となり、我が国の活力や国際的な地位の低下につながることから、国を挙げての対策が求められています。

先般、三重県でまとめましたみえ県民力ビジョンにおきましても、人口減少社会の到来、こういうこと、それから、先ほど申し上げた時代認識、こういうものをしっかりと意識して、将来世代に向けた取組として、子どもを安心して産み育てられる仕組みづくりや、子どもたちが一人ひとりの個性と能力に応じてその力を発揮できる教育環境の整備に取り組んでまいります。また、若者が、結婚や子どもを持つことなども含めて自分の将来を見通せるよう、若者の自立支援を含めた雇用環境の整備やワーク・ライフ・バランスの推進などにも取り組んでまいります。

そして、三重県ではこうした取組を、自立し行動する住民、アクティブ・シチズンとして、県民の皆様お一人お一人にも積極的に社会に参画していただく中で進めていきたいと考えております。今後も引き続き、みえ県民力ビジョンでお示ししている政策を着実に実行する中で、人口減少社会においても県民の皆さんが幸福を実感できる三重づくりを進めてまいりたいと考えております。

〔48番 永田正巳議員登壇〕

○48番（永田正巳） ありがとうございます。

何か今まで取り組んできたようなものの羅列のような思い、答弁だったと思うんですが、それはそれでぜひこれも進めていただかなければならないと私も思いますので、どうぞよろしくその精神をお願いいたします。

さて、私も県政にかかわらせていただきまして、田川、北川、野呂各知事に対し、少子化に対してこの議場でも随分訴えてきたわけでございます。振り返ってみますと、平成7年から平成19年まででございますが、この問題について特別委員会をつくりまして、そして、集中的に議論を重ねてまいったわけでありましたが、三重県政につきましても、他県に少々遅れてはおったわけですが、平成20年にようやくこども局が組織内につくられたわけです。

そのこども局を中心にしてと、こういうことになったわけでございますが、これは、私はどこの県から見ても、この問題については一つの担当部局をつくって全庁的な取組をしておるということは全く同じ歩みだと思わうですね。本当に三重県についてもよかったなど、このように実は思ったわけでありませう。

それから、出生数の状況については合計特殊出生率で示すこととなっておりますが、三重県は全国平均を上回っておりますものの、適正な人口構成を維持するには2.08だと思わうのですが、さらなる地道な、これは本当に地道な積み重ねが求められる現状と申しねばなりません。

さて、(パネルを示す) 合計特殊出生率の問題は、三重県は悪い傾向をしておらなくて、全国平均を上回っておることは確かです。したがって、非常に取組としては、一生懸命に取り組んでいただいているなという思いはするわけですが、この問題はさておきまして、このままでは将来世代にいいものを引き継ぐということには到底値しない数字だろうと思わうので、これは、もう一遍私ども、みんながそういう意識を共有しながら取り組んでいくことにしないと、なかなか容易じゃないというふうにも思わうわけでありませう。

さて、私も実は一昨日誕生日を迎えまして、70を過ぎてしまったわけです。そして、いろいろと振り返っています。振り返って思うことが一つあります。大戦なんです、尊い命が310万人ぐらいなくなっているわけですね。

そして、そのとき、戦後、これは私は本当にすばらしい日本の政策だったと思わうのですが、産めよ増やせ政策なんですね。これがとられました。その

ときに、社会経済情勢はどうだったんですか。戦後の荒廃した日本じゃないですか。決して経済的に豊かじゃなく、私も、その当時でしたが思い返せば、今日何を食べようか、何を着ようかというような状況だったんです。そのときに、一方、国民、日本国全体として産めよ増やせと。私も5人兄弟、周りには皆7人兄弟も8人兄弟もあった。ほとんどですよ。たくさんの子宝だったんです。

そういうことを思いますと、確かに、やっぱり意識の共有というものが大事だなと。いろんな政策が出てきております、今、知事におっしゃっていただきましたけど。そうじゃなく、それも大事なんですけれども、やっぱり国民全体、やっぱり三重県民こぞって、こういう意識を共有することが大事かなと思えてなりません。

たとえば、今の若い方がそんな意識を共有できるような状況であるかどうかですね。何か、どうもよそへ飛んでしまっているなというふうな思いをしてなりません。

そういったことで、意識の共有をするかと、どうすればいいかと思うんですが、ちょっと私は聞きたいんですが、国も少子化担当大臣を置き、やっているじゃありませんか。そのときに、こういったこの議論、意識の共有の議論がされて、何らかの形で手を打たれたような政策があるんですかね。

これは、担当部長、もしお答え願えれば一言言ってください、国がそういう政策をとったかどうか、とっているのかどうか。今知る限りで結構です。いかがですか。なかなか難しいか。

**○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男）** 将来世代のために意識の共有が非常に大事という話でございました。

人口減少社会を迎える中であって、子どもは大切な社会の宝だと考えております。そういう意味で、県民の意識を高めるためにも、昨年4月に施行をいたしました三重県子ども条例に基づいて、子どもが持つ力を育て自己肯定感を高めるというような、県独自の様々な取組を進めているところでございます。

ちょっと取組のことを紹介を。

〔「もうそこまで結構です。よくわかりました。」と呼ぶ者あり〕

〔48番 永田正巳議員登壇〕

**○48番（永田正巳）** 私は、国もこの問題については非常に認識が甘いと思っていますね。これは非常に甘いというふうに思います。

そこで、これは財政的な、財源のかかる問題でもあります。ただ、意識を、そういう意識を県民に共有させるかどうか、これを、やっぱり三重県政としても、ぜひひとつあらゆる意味で進めていただきたいなど。これを要望しておきます。

さて、そんな中で私は、国の政策、あるいは三重県の政策はよくわかります。一生懸命やっておられます。そんな中で私は、他県に先駆けて三重県版少子化対策がひとつ打てればなと思うんですが、こちら辺、どうですか。これは担当部長でひとつ、あれば御披露ください。

**○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男）** 県独自の取組ということでございますけれども、今年3月には、先ほど申しました子ども条例に基づいて、子どもの意識や生活実態などについて調査をさせていただきました。そして、一昨日の12月1日には、子どもと大人の意識の違いについて考えるという、みえの子ども白書フォーラムというのを開催させていただいたところでございます。

また、家族のきずなを深めていけるよう、毎月第3日曜日を家庭の日というふうに定めておまして、家族がともに過ごし、語り、楽しむ時間を持ってもらえるよう、市町への啓発活動とか、企業に定時退社、あるいは育児支援などについて、働きかけを行っているところでございます。

そのほか、企業、団体等で構成されるみえ次世代育成応援ネットワークが10月末で1075会員になっております。その会員と一緒に、11月の子ども虐待防止月間では、子ども虐待防止といじめ防止、それをあわせて会員の方々からメッセージをいただくなど、オレンジリボン運動をして子どもを見守る取組を積極的にさせていただいております。

さらに、子どもを安心して産み育てるための環境整備というようなこととしておりました、今年度から特定不妊治療費について助成措置の所得制限を緩和し、あるいは、子どもの医療費助成についても対象を小学校6年生まで拡大しております。

不妊については、不妊専門相談センターを設けて相談時間を夜間まで延長した結果、相談件数は10月末で161件と、145%と大幅に伸びてございます。今後も、市町や企業、団体などと一緒に子どもや子育て家庭を支える地域社会づくりを進めるとともに、専門的な支援が必要な様々な課題への対応に取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔48番 永田正巳議員登壇〕

○48番（永田正巳） よくわかります。

三重県子ども条例第15条に基づく年次報告、（現物を示す）これをいただいておりますし、こんなので非常にしっかりやっておってもらうことはよく理解できます。しかし、私が申し上げましたように、三重県版の施策をひとつ、効果的な施策を打っていただいて。何となく三重県が非常に上昇トレンドで、他県より比べてそういうのが徐々に伸びているよというような少子化の結果をおさめていただきたいなど、これをひとつもう要望としておきます。もう大分時間が押してまいりました。済みません。この程度にしますが、何とかこの問題については、息の長い闘いでありませうけれども、まさしく宝物です。この宝をどう我々がこの世に誕生させるか、こういうことであろうと思いますので、今日はひとつそういう意味で、もう皆さんもこのパネル等はよく、大体見られたパネルかと思いますが、より一層この議場でもってその認識を共有したいと思って、あえて私はそのパネルを示させていただきました。

それでは、次に移らせていただきます。

次の三重県版農政なんですけど、これをひとつ。

まず最初に、この農業就業人口と65歳以上の割合の推移、（パネルを示す）これを一遍。

この問題、65歳以上の割合が74%なんですね。全国的には72%ぐらいだと思うんですが、三重県は74%ですよ。私はこのことを考えますときに、農業問題というのは本当に緊急の課題やと思うんですよ。この後、どうでしょう。例えば70歳、これを見てみて、もう四、五年が、しかし、これ、勝負どころじゃないですか。そういうことで、あえて農業問題を今日は提案させていただいたんですね。ですから、一つこの問題、みんな、そういうことを考えながら、農業について取り組もうじゃありませんか。

鈴木知事におかれましては、日ごろから現場に随分出ていっていただきまして、本当に農業問題については積極的に取り組んでいただいておりますことは私もうれしく思っておりますし、また、この間は、11月14日なんですけれども、JAの三重大会にも出ていただいたそうですね。それで、「食・農・いのちを守る協創の三重づくり」と題して記念講演をしていただいたということを、実はJAに参りまして、随分感謝のお言葉をいただきました。これは本当に私もうれしかったです。ありがとうございました。

それで、このような状況を考えますときに、規模の拡大や経営発展を目指す企業的な経営体の確保、育成や、新規就農者をはじめとする新たな農業参入の拡大を図ることが重要な課題であろうと私は思っています。私の考えですよ。

その対策としては、国の食料政策等を効果的に活用し、持続的、発展的に経営を展開していくための支援を行うとともに、集落等を単位として持続的、安定的な経営体制を確立するための集落営農組織などの設立とか、適切な運営や法人化の支援等に取り組むということ、私の考え方としてはそういうことでいかなければならないと現在思うわけです。

それで、今のこの状況。民主党政権でもって3年間やられてきた一つが、大きな政策だったと思うんですが、農業者戸別所得補償制度ですね。この政策について、一度検証すべきだと思うんですよ。どうだったのか。我が国、あるいは三重県の農政について、その農政の方向づけをできるような状況にあったのかどうか。私はこの検証がひとつ大事かなと思っております。

そこら辺をひとつ、検証の結果について、もしされたのがありましたら、御報告いただくとありがたいですね。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） 戸別所得補償制度につきましての評価、検証の関係でございます。

農業者戸別所得補償制度は、農業経営の安定と食料自給率の向上を図るためということで、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象としまして、その差額を交付する制度でございます。平成22年度はモデル的に、平成23年度から本格実施されまして、約3年が経過しようとしております。

それで、農業者戸別所得補償制度の導入によりまして、新たに米に対する価格差補填制度が設けられておりまして、稲作農家の経営安定につながったことや、加工用などの新規需要米の交付金の増額によりまして、家畜の飼料用米等の作付面積が増加したなどの一定の成果が得られたというところでございます。また、本制度によりまして、小規模農家も含め所得補償の対象としていますが、本県では10ヘクタール以上の大規模農家に対しまして、平成23年度実績で交付金総額の約7割が交付されるなど、大規模農家の経営安定に役立っているというところでございます。

農業者戸別所得補償制度につきましては、生産現場におきまして継続実施の要望も多く聞かれるところでございますが、一方で、安定的、持続的な本県水田農業の発展のためには、農業法人をはじめとした大規模経営体や集落営農組織のさらなる育成が必要であると考えております。このことから、今まで以上の大規模化や組織化を促進する支援の充実などを国に対して要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔48番 永田正巳議員登壇〕

○48番（永田正巳） ありがとうございます。

余りぴっとくるような答えではなかったように思いますけれども、この農業の政策については、私はちょっとばらまきのような気がしないでもならん

ですね。もう少し、本来の将来の農業を方向づけというふうにするためにはというふうなことを考えますときに、やっぱりこの問題については、もう一度今までやってきたことの検証を踏まえて、新たな政策を打つことが今の農政には必要かなと、このように思うのであります。

そのためには、私は一つの政策として法人化であり、あるいはまた集落営農であり、やっぱりもう少し大規模に持っていかなざるを得ないのではなからうかと。そうすることが雇用問題であり、いろんな問題であり、私は一つの農業の進むべき道を開いていけるのではなからうかと、このように思っておったわけでありまして。

そういうことでやっておりまして、平成23年度食料・農業・農村白書によると、平成23年度の全国農業生産法人は、およそ10年前の平成12年度と比べまして約2倍に当たる1万2052法人になっておるようでございます。年々増加しておるといふことでありまして、これは、私は、いい方向に向かっているなど、こういうふうに思わせていただいております。

それから、これは幅広い人材の確保にもなるんですよ。これも雇用のという問題と同時に、また、幅広い人材の確保ということからすれば、私は非常に農業経営の法人化というものは価値ある政策やと、こういうふうに思わせていただいておりますので、この問題については、三重県版の農政の確立をぜひしていただき、そして、そこには、言うなれば財政の支援も三重県版として必要になってくるかと思ひますし、いろいろと大所高所から三重県版の農政の確立をやっていただくことが、今、三重県にとって非常に問われている農政だと思いますので、ぜひひとつ、これはよろしくお願ひを申し上げる次第でございます。

もう時間が大分迫ってまいりましたので、ここでひとつ、私、御披露申し上げたいのがありまして、そんな中で三重県農政として随分取り組んで、非常にすばらしい結果が出ているのが一つあります。そういう結果を一つ御報告もし、そして、こういうこともあるんだよと認識をいただいて、そういう方向もひとつやっていただきたい。



それは、実は小麦なんですよ。小麦で需給がミスマッチしているのがあるんですね。これは、数ある農産物の中で、私、これが唯一ではないかと思うんですね。アヤヒカリなんです。これは平成13年からずっと三重県が取り組んできて、今日に至って、今、ミスマッチになってる。ついこの間も聞きましたが、年間6000トンのミスマッチなんですよ。生産が追いつかないんです。こういう農産物もあるということを理解してください。これはもう三重県のヒットだと私は思うんです。

ぜひひとつこういう問題についてもよく理解をし、関係者がそこへ努力してきて今日に至ったということは、それは本当にすばらしい結果だと私は思いますし、今後とも農産物の中でそういうのが1品種でも2品種でも加わってくれば、私は非常にありがたい話だと思ひまして、こういった農政の取組もぜひお願いをしておきたいと。

たまたますばらしい結果が出たので、あえて私は御披露申し上げたいと思うんですが、これをひとつ三重県から発信して、あるいは三重県の農政に発信して、こういう農政の進展を図っていただくということを、ぜひお願いしておきたいなと思います。

いずれにいたしましても、三重県版の農政の確立にひとつぜひよろしくお願いを申し上げさせていただきます。

次に移らせてもらいまして、産業振興対策なんです。こういう社会経済情勢、あるいはまた、グローバル社会におけるこの情勢の中で考えますときに、三重県の生きるべき道と申しますと、私は、多くの議員の方の御質問もありましたが、やっぱり産業振興。これはやっぱり、三重県のこれからの元気を維持していく、活力を生んでいくための一つには、産業振興、これはやっぱり大事な問題だと思ひます。そういうことで、あえて通告させていただきました。いろんな議員からそういう産業振興はありますので、私は絞って、今日は技術開発の問題について、あえて申し上げさせていただきます。

世界経済は2008年のリーマンショック後の停滞から抜け出せていない状況でございますが、例えばヨーロッパでは、長引く信用不安の影響によりまし

て、自動車市場の低迷から自動車関連工場の閉鎖などの動きが相次いでおりますし、世界を牽引していた中国におきましても、2012年の第3・四半期の国内総生産の伸び率が前年同期比で7.4%となった。7四半期連続での伸び率が鈍化し、世界経済へ与える影響が非常に大きいわけではありますが、懸念されているわけでもあります。

そして、そのような厳しい外部環境が続く中で、日本経済はもとより、三重県をはじめとした地域経済は長引くデフレからの脱却もできず、さらには、大企業をはじめ、国内産業の競争力も低下の一途をたどっているのが状況であります。特に県内におきましては、デジタル家電メーカーなどの事業の再構築に伴う大規模な雇用調整なども聞こえてくる中で、三重県経済の先行きも大変不透明な状況だと認識しておるところであります。

このような中で、県においては1052社の企業訪問を重ねるとともに、有識者などとの検討を踏まえ、今年7月にみえ産業振興戦略を取りまとめられ、今後の雇用・経済政策の方向を明確に示されたことは、私は一定の評価をいたしたいのであります。

その戦略には、一つ目の戦略として、水谷議員も言われておりましたが、ものづくり戦略が示されておるのであります。私は、三重県はもとより我が国は、やはりその強みであるものづくりを強く意識して、少しでも経済を成長させていくことが、諦めてはならない考えだと思うんです。ここですね。

その際、経済成長を行っていく上で忘れてはならない重要な要素があると思うわけであります。それは、やっぱり技術力。これがやっぱり一番大事なことだと思います。この技術力をどう三重県の中でつくり育成していくか、これはなかなか大変なことだと私は思いますが。

みえ産業振興戦略でも検討されておりますように、技術力だけで市場を獲得し、経済成長につなげていくことが困難な状態になりつつあることは認識もいたしております。当然、市場ニーズ、マーケットをしっかりと把握すること、そして、特に最近では、ものづくりに必須でありますサービスやアフターサービスなども付加して検討していくなど、何よりもサービス産業という

柱についても三重県の魅力ある資源を活用するなどして挑戦していくこと、これはいずれも重要であるわけであり、私も賛同するつもりでもございますし。

しかし、だからといって、我が国、そして三重県の強みであるものづくり、すなわち技術力を維持強化していくことが、その取組の手綱を緩めてはいけないのでありまして、技術力というベースをしっかりと持って行ってこそ、様々な取組が功を奏してくるんだと私は思います。

特に、四日市コンビナートを中心とした県北勢地域には、我が国はもとより、世界にも誇る技術力を持ったものづくり企業が多くあります。この強みを生かし、産業振興を地道にしっかりと取り組んでいくことも、大変重要なわけであります。

県におかれましては、このような認識のもと、2008年3月に四日市市に、高度部材イノベーションセンター、AMICを設置されたわけであります。これは、私は非常に三重県にとって先進的な、他県に比べて全国的な、先進的な施策であったと思っております、心からよくやったというふうな激励をさせていただきたい。

研究開発機能を持つ化学産業などの素材・部材産業と、自動車、電機電子などの加工組み立て産業、さらには高度なものづくり基盤技術を持つ中小企業が集積する県北勢地域において、多くの企業の連携によって先端的な研究開発の促進、中小企業の課題解決の促進、ものづくり人材の育成などに取り組まれてきたと私は認識しております。

ものづくり人材の育成に加え、超ハイブリッド材料開発だとか、全固体ポリマーリチウム二次電池の開発とか、希少金属代替材料の開発などのナショナルプロジェクトをAMICへ誘致して、県内企業、中小企業だけでなく、県内外の企業が大学などをよい意味で巻き込んで、技術開発に連携して取り組んでこられたことは大変よかったなど、これこそまさに先進的な取組であったと私は考えます。

しかしながら、最近のAMICなんですが、人材育成とか、あるいはまた、

性能評価機器を活用した中小企業の課題解決など地道な取組も進めていただいているのですが、少々何だか、私が思うには元気がないのかなど。こんなように思わせてもいただいております。そうじゃないんだというのは言っていただいたら結構でございます。

それから、私もAMICにつきましては、今も申し上げましたように三重県の他県に先駆けた政策として評価をいたしますし、このAMICが中心になって県内にある研究機関を巻き込み、あるいはまた大学も巻き込み、そして、それなりの技術開発、ものづくりを進めていくことが、私は三重県のとるべき一番最大の道や、良策やと思いますので、これにぜひひとつ三重県政の力を集中してほしい、こういう思いでいっぱいあります。

そこで、今後のAMICの三重県政における地位、持っていく方、位置づけをどうしていくのか、ちょっとその方針について伺っておきたいと思えます。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 技術開発について、AMIC、今後どのようにしていくのかということで御答弁させていただきます。

北勢地域は、議員もおっしゃっていただいたように、素材・部材産業と国際競争力のある加工組み立て産業が存在する、日本でも有数の産業集積地だと理解をしております。これらの企業間の連携とか融合を図る拠点として、研究開発の促進、中小企業の課題解決、それから、ものづくりを担う人材の育成、三つの機能を持つ高度部材イノベーションセンターを平成20年3月に整備いたしまして、その後、平成22年3月には、加工技術研究棟の整備によりまして、中小企業の加工技術力の向上を図っているところでございます。

これまでに、大企業とか県内中小企業が連携をいたしましたナショナルプロジェクトの誘致であるとか、中小企業の方が中心となって新型赤外線センサーの開発であるとか、IH技術開発の高度化研究開発、さらには、医工連携によります医療機器の研究開発など、16のプロジェクトを延べ30社、高等教育機関17機関で実施しているところでございます。

また、中小企業が抱える課題解決の支援といたしまして、技術動向、新製品に関する情報提供、中小企業が行う試作製品の性能評価を行っており、今年度は昨年度に比べて機器の利用も25%増えておるところでございます。さらに、産業人材の育成でも現在まで延べ1323人の方々が、産学官連携によりまして製造管理者技術などの講座を開催して、支援をしておるところでございます。

これらの取組に加えまして、経済のグローバル化が加速する中にあっても高度部材という強みをさらに強めていきまして、中小企業のものづくり基盤技術を維持強化するとともに、海外連携の取組を行っていくために、ICETTとも連携をして進めていくことが大切だと考えております。

このことから、近年、中小企業が複雑化する技術的課題に直面している状況に対応するため、一般的な産業支援機能だけではなく、身近で技術を専門的にサポートできる支援機能との連携が重要であると考えております。

そのため、町医者的機能を有する工業研究所との連携を模索しておりまして、AMICに工業研究所の研究室もしくは駐在所を設置するなどしまして、工業研究所の研究員をAMICに常駐もしくは兼務させることによりまして、AMICとの連携の強化を検討し、県内中小企業の技術力のより一層の高度化に向けた取組を進めていきたいと考えております。

このように、AMICの活動の仕組みをより技術面から強化していくことによりまして、県内中小企業のものづくり力をさらにブラッシュアップいたしまして、中小企業の新たな技術連携や共同研究につなげていく取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔48番 永田正巳議員登壇〕

○48番（永田正巳） いろいろと申し上げたいんですが、時間もございません。

ぜひひとつこのAMICを中心として、三重県のものづくり産業がより一層活発化するように、AMICをいかに持っていくかだと私は思います。それで進んでいただければ、私は三重県にとって決してマイナスではなくていい

方向に向かっていくものと思っておりますので、ぜひそこら辺に力を入れてほしいということを要望しておきたいと思います。

ちょっと時間が押してまいりました。

あと、工業用水の問題なんですが、この問題もひとつ、私も前から取り組んでおりまして、工業用水については、三重県の担当する工業用水、要するに工業を支えていくについて、この問題は今や本当にグローバルで考えていかならん時代でございますから、三重県だけがこうだというようなことには私はならんと。そういうかたくなな態度ですれば、これは企業自体がそこで方向転換をせざるを得ないですし、弱っていただけだ、こういうように思いますので、これについて、ぜひひとつこの問題については、胸襟を開いてやっていただきたい、このように思うわけであります。

それが私が今日申し上げたい言葉でありまして、先日来も、何年前でしたか、水価の見直しをひとつやってほしいということを申し上げ、そして、たしかトン当たり1円だと思うんですが、その1円が年間かなりの額で負担減になっているわけですね。それは非常に企業にとっては大きなメリットだと、私はこのように思います。さらに、やっぱりこの問題はもう少し、行政の考え方もさることながら、一步進んで大きな観点から、基本的な配慮というか、見直しというものが必要ではなかろうかというふうに思うわけであります。

したがって、この工業用水については、一つ申し上げれば、契約基本水量、責任水量制を基本としておるわけでございますけれども、それをやっぱりいま一度、水価、使用水量あるいは契約水量、両方の観点から見直して、今まで企業は大変三重県に対して、高度経済成長時代のことを考えますと貢献をしていただいたことは確かであります。数字は確かではありませんが、確かであります。

こういう時期に至って、この契約水量あるいは使用水量については、もう一度特段の配慮をする必要がここに来てあるのではないかと。そうすることが、やっぱり三重県の工業用水を使って企業活動をしておる企業にとっては、今一番望みたいというところであります。

そういう状況にあるときでございますので、これは企業庁、しかるべき御返答をぜひお願いいたします。いい返事をしていただきたいですね。でなかったら、もう一遍質問をしなきゃいかんですよ。

〔東地隆司企業庁長登壇〕

○企業庁長（東地隆司） それでは、北伊勢工業用水道の企業の負担軽減を図るため、料金と、それから、契約水量と使用水量の乖離の話、このことについて答弁をさせていただきます。

まず、最初に、料金体系のことなんですけど、このことにつきましては、工業用水道事業は施設の整備に要した費用を使用水量ではなく契約水量に応じた基本料金により適正に回収していく必要があります。このような中、本県においては、契約水量に応じた基本料金と使用水量に応じた使用料金から成る、2部料金制を平成2年度から採用し、受水企業の節水努力や回収率向上の努力が負担軽減につながるよう、見直しを行ってきました。

それで、次に、料金改定の話なんですけど、工業用水道の料金については、国の定めた工業用水道料金算定要領に基づき、総括原価方式により、原則として3年ごとに見直しを行っており、平成25年度からの次期料金改定に向け、精査作業を行っているところです。

当庁では、コストの低減や抑制を図るため、高金利企業債の借りかえや、それから繰り上げ償還などにより、企業債の後年度の支払い利息を低減するように努めております。この結果、北伊勢工業用水道事業についてですけれども、次期料金については、当該給水区域全てのユーザーの負担軽減となるよう改定作業を進めております。

次に、水量乖離への話なんですけど、契約水量と使用水量の乖離への対応については、これまでも6回、これ、当初契約の約30%に相当するんですが、日量28万5000トンの契約水量の減量を実施してきましたが、減量により、現在は施設能力と契約水量との乖離が大きくなっております。この状況での契約水量の減量は、施設能力と契約水量との乖離幅をさらに大きくし、減量希望の一部ユーザーの負担軽減にとどまり、総括原価方式のもとでは料金値上

げにつながり、休止水量を抱えていないユーザーの負担増ともなります。

こうした乖離の課題への対応については、今回、料金において固定経費と変動経費の割合を一部見直し、乖離の大きいユーザーの負担軽減にも配慮していきたいと考えております。また、四日市商工会議所からも契約水量と使用水量の乖離に関して幾つかの提言をいただいております、対応の難しい提言もありますけれども、現在、会員であるユーザーと意見交換の場を持ち、協議を行っております。

今後も意見交換を行い、全てのユーザーの御理解をいただきながら、提言に対する方向性を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔48番 永田正巳議員登壇〕

○48番（永田正巳） 時間が本当にもうなくなってまいりました。

工業用水の問題についてはあんまり、私もうんとわかりやすくと思ったんですが、時間がなかったのではしょってしまいましたけれども。この問題は本当に企業にとって大事な問題でございますので、平成25年の改定時期はそれなりの結果を出してやってくださいよ、これは。それがやっぱり企業の励みになっちゃうんです、企業庁長。これはぜひ私からお願いしておきます。

それから、その次の北勢バイパス。

もう時間もありませんが、この幹線道路については県を挙げて、いろいろ促進のための陳情やら活動をやっていただいております。それはもう重々、我々もわかっております。わかっておりますけれども、あえて私が申し上げたのは、とにかく日本でも指折りの渋滞箇所ではありませんか。これのやっぱり一番の、根底の解決は、この幹線道路の早期供用開始なんですよ。

そういうことから私は北勢バイパスをあえて挙げましたけれども、一言だけ、もう時間がありませんから。

これ、国土交通省の資料を参考にいたしますと、この渋滞によって招いている損失は幾らだと思いますか。何と120億というんですね、年間。こういうのを知らされておるんです。毎年毎年120億。



こういうことでございますので、これについてはぜひひとつ、できるだけ、1日でも早く、この北勢バイパスの供用開始は、もう20年たっておるんです、都市計画決定してから。これではどうにもなりません。ぜひひとつこれを急いでほしいということを最後に申し上げて、もう答弁は要りません。もうわかっていたいていると思いますので終わりますが、この件はぜひひとつよろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後1時0分開議

## 開 議

○副議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（舟橋裕幸） 県政に対する質問を継続いたします。26番 後藤健一議員。

〔26番 後藤健一議員登壇・拍手〕

○26番（後藤健一） 松阪市選出、新政みえの後藤健一でございます。

年明けかとも思われておりました衆議院の解散が早々に行われ、慌ただしい年の瀬を迎えました。今回、2期目2回目の一般質問となります。議長のお許しをいただきました。早速、知事の基本的な考え方も含めまして、何点かにわたり質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきたいと思っております。まず、行き届いた教育の実現に向けてということで、大きく2点にわたり

まして質問をさせていただきたいと思えます。

その一つ目は、教育に対する公的支出についてであります。

全ての幼児・児童・生徒が、就学前教育から小・中・高・特別支援学校、そして大学を通して行き届いた教育を受けることができる。そのためには、やはりお金をかけることが必要だというふうを考えているわけでございます。

去る9月11日、経済協力開発機構、いわゆるOECDが、加盟国の教育施策を分析した「図表でみる教育2012」を公表いたしました。2009年のデータということでございますけれども、比較できる31カ国中、日本は、公的支出、GDPに対する割合が最下位ということでございます。3.6%。しかも3年連続ということであります。1位はデンマーク、北欧諸国が続くわけでございます。生徒1人当たりの教育支出に対する私費負担は31.9%、これは3番目に高い数字となっております、恐らく塾などへの学校外の支出を含めると、保護者負担の割合は世界でも最も高い部類に入るのではないかと思います。また、就学前教育でもGDP比0.2%と4番目に低い。また、教員の勤務時間数も平均より長い。授業時間数も11%増えている。そして、1学級当たりの人数、これは2010年のデータですけれども、小学校で平均より7人も多い28人、中学校では1クラス33人、平均より10人も多い。これは2番目に多い国となっているわけでございます。また、初任給も優秀な人材を教職に誘致する上で低い、課題だというふうになっております。こうした教育にかかる保護者負担の割合がどんどん増える一方、相変わらず教育に対する公的支出が最下位という状況でございます。

県の教育予算、1990年から2012年まで23年間でございますけれども、これもざっと比べてみました。一般会計に占める教育費は、28.6%から25.4%、3%ほど下がっています。逆に、教育関係予算に占める私学費の割合は、2.7%から5.2%、2倍近く伸びております。この間、知事も何人かわり、そして、経済情勢、社会情勢、また、県の組織も変わっております、一概に比較して論ずることはできないわけでございますけれども、およそその傾向は読み取れるというふうに思うわけでございます。

そこで、鈴木知事の教育に対する姿勢、特に公的支出に対して、現状も含めましてどのようなお考えをお持ちなのか、聞かせていただきたいと思います。また、県の教育についても同様に、どのようにお考えを持ってみえるのか、また、どこにお金をかけようというふうに考えてみえるかも、基本的な認識といたしますか、お尋ねしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 教育費の公的支出に対する考え方と、県予算の中の教育費でどういう分野に力を入れていくのかというお尋ねでございます。

議員より引用のありましたOECDの調査、2009年における日本のGDPに占める公的教育支出の割合は先ほどございましたように3.6%で、OECD平均の5.4%と比べて低い状況です。この指標において、公的支出の低い要因としては、高等教育費や就学前教育費の支出の大部分が家計によって賄われているということが挙げられます。他方、同様の調査において、在学者1人当たりの年間教育支出は日本は1万35ドルで、OECD平均の9252ドルを上回っています。高等教育の分を抜いてもOECD平均と同程度となっています。つまり、指標のどれをとるかによって日本の位置が変わります。

いずれにしても、各国の教育制度には様々な差異があり、公的支出額の割合の多寡だけでは、教育の充実度、あるいは、だから日本の教育がいいとか悪いとか、そういうものは一概に評価できないと考えております。

国民の教育水準を上げることは、経済の発展や生活水準の向上の観点から大変大きな意義を占めており、先進国や途上国を問わず、共通した政治課題であると認識しています。日本においても教育水準の高さが経済発展をもたらした大きな要因となっており、グローバル化の進展や少子化、高齢化の中で国力をどう維持していくのかという視点からもますます重要度は増しております。こうした時代、環境の変化に対応できる次世代の育成は未来への大切な投資として必要なことであり、県政においても重要課題の一つであると認識しております。

このため、みえ県民力ビジョンの中においても、選択・集中プログラムの

一つとして未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクトと教育課題への対応を位置づけ、学力の向上、地域に開かれた学校づくりの推進、教職員の授業力の向上、学校を支える環境づくりなど、様々な取組を進めているところであります。

また、いじめが大きな社会問題となる中、平成25年度の三重県経営方針において、いじめの未然防止、あるいは子どもの通学路の安全などへの対応を含めた子どもを守る取組を特に注力する取組として位置づけ、子どもたちが安心して生活し、学べる環境づくりを強化したいと考えております。

今後、こうした考え方を基本として、財政状況が厳しい中であっても、三重県教育ビジョンやみえ県民力ビジョンの掲げた目標の達成に向けて、教育委員会との意見交換を通じ、必要な予算の調製に努めてまいります。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） OECDの一つの指標ですので、それぞれ国によっても違うし、また、指標をとれば日本のいいところもあるというようなことだったかと思います。いずれにしても、教育を充実していく、本当に経済発展がなされるのもこの教育の充実にかかっていると、そして、三重県においても様々な取組を今していただいている、これは私も重々承知しているところでございます。とりわけいじめの問題、あるいは、この後、質問もさせていただきますけれども、通学路の安全対策等、本当に子どもたちが、児童・生徒が安心・安全に学べるように、ぜひともこれから、教育立国ならぬ教育立県と言われるような三重県になっていくようにお金をかけていただきたい。そのことが、子どもたちも、保護者、現場、教職員をはじめ県民が強く願っていることだと思っております。ぜひとも県行政のトップである鈴木知事の、学力向上だけでなく三重の教育にかける情熱に大きな期待を寄せたいと思います。

続きまして、2点目でございます。学力向上について質問をさせていただきます。

知事は最近、御自身の政策集についてはどうも何か封印をされているよう

な感じでございますけれども、就任2年目の今年、いよいよ学力向上について動き出したのかなというふうに思っているところでございます。10月15日に、みえの学力向上県民運動推進会議が開催されておりますし、11月2日にはキックオフイベントも開催されているところでございます。4年間の取組で県民運動を進めるということなんですけれども、学力向上県民運動がなかなか見えてこないといえますか、まだ県民に伝わってきていない。確かに始まったばかりでございますが、そこで、その県民運動の狙いも含めた基本的な認識について、知事のほうから答えていただければありがたいというふうに思います。

次に、あわせて、県教育行政のトップである教育長は、学力そのものについてどのように捉えてみえるのか、ぜひ聞かせていただきたいと思えます。ちなみに、広辞苑をひもときますと、学力とは、学問の力量、また、学習によって得られた能力というふうに書かれているわけでございます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** みえの学力向上県民運動について、その狙いと県民の皆さんにどのようなことを求めていくのかということでございますけれども、まず、これからの変化の激しい時代を生き抜くためには、子どもたちが一人ひとりの個性に応じて能力を伸ばし、自己実現を図るために必要となる学力や社会への参画力、豊かな心を身につけることが必要です。このような力を子どもたち一人ひとりに県民総参加で育てていくため、県では今年度から4年間、みえの学力向上県民運動に取り組むことといたしまして、先般11月にキックオフをしたところでございます。

県民運動の展開に当たっては、一人ひとりの個人をはじめ、学校、家庭、地域、NPO、ボランティア、地域の団体、企業など、子どもにかかわる全ての人々がそれぞれに当事者意識を持ち、教育力を高め、一体となって取り組んでいただきたいと考えています。子どもたちの大いなる可能性を引き出し、強みを伸ばし支えていくことは、子どもにかかわる全ての大人の役割と責任だと考えております。

先般開催されました県民運動の推進会議に私も出席させていただきましたが、委員の方々からは、今後の取組の方向性について大変貴重な御意見をいただいたところであります。こうした御意見も踏まえ、今後の県民運動の展開に当たっては、三つ申し上げますけれども、まず一つ、第1に、子どもたちの学力の向上を図るため、基礎的な知識やそれらを活用する力とともに、主体的に学び行動する意欲を育んでいきたいと思っております。目標を持ち、失敗を恐れず、難しいことにも挑戦する子どもたちを県民一丸となって育てていくことが大事だという、そんな御意見もいただきました。第2に、子どもたちが自己肯定感、自尊感情を持ち、安心して学び生活できる学びと育ちの環境づくりに、家庭や地域などでしっかりと取り組んでいきたいと思いません。第3に、子どもも大人も読書を通した学びを進め、豊かな心と感性を育み、思考力や想像力、コミュニケーション力を高めていきたいと思いません。

今後、教育にかかわる私たち大人一人ひとりが当事者意識を持ち、学校、家庭、地域が一体となって、みえの学力向上県民運動、議員からはまだまだ浸透がないということがございますけれども、始まったばかりではありますが、しっかり普及啓発に努めまして進めてまいりたいと考えております。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 学力に対します私の考え方ということでございますので御答弁申し上げます。

学力はややもすると知識の量を中心に捉えられる傾向がございますが、これからの社会においては、問題を解決する力、困難を乗り越える力、コミュニケーション力といった変化の激しい時代を生き抜くための力が求められているところでございます。このため、学力につきましては、基礎的、基本的な知識、技能に加え、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等、さらには主体的に学習に取り組む態度を重要な3要素として捉えておりまして、その育成を図っていくことが重要であるというふうに考えております。そして、子どもたちの発達段階に応じた、学ぶ喜び、わかる楽しさを実感させる授業を行い、夢や目標を持ち、失敗を恐れずに挑戦

する子どもたちを育てることが大変重要だというふうに認識をいたしております。

こうしたもとの、三重県教育ビジョンに基づき、子どもたち一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人、職業人として自立するために必要な能力や態度、知識を身につけられるよう、様々な取組を進めているところでございます。

今後、学力の向上に向けましては、全国学力・学習状況調査を活用し、課題の克服に向けた授業改善を進めますとともに、子どもたち自らが学習習慣を身につけていけるよう、家庭と連携した取組を進めていきたいと思っております。また、各学校における学力に対する課題を保護者や地域の方々と共有することなどを通じ、学校、家庭、地域が一丸となった取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 知事のほうからは、みえの学力向上県民運動、そのことについて、方向性といいますか、3点にわたって今聞かせていただいたわけでございます。そして、また、教育長のほうからは、学力そのものの捉え方、教育委員会としての捉え方について、知識の獲得でなくということも冒頭に言っていたわけですが。ただ、いずれにしましても、みえの学力向上県民運動、これから4年間で、ちょっと先の長い、かなり時間のある取組というふうに捉えておりますし、これから本当に県民全員で、全体で、様々な立場の人が学力向上に向けているんな角度、立場からやっていくんだろうということが今伝わってまいりました。

ただ、学力についての教育長の中で、学力・学習状況調査等の活用、私はその活用ということについては否定するものではありませんが、ややもすると順番だけが先走る、そういうことのないようにぜひともお願いしたいというふうに思っております。

実は、ここにちょっとこういうパネルを用意させていただきました。（パ

ネルを示す) これは、松阪市内の、幼稚園も含めました幼・小・中の現場の教職員全員、800人近いと思いますけれども、どんな学力観を持って現場で教育に当たっているのかについて、みんなで真剣に話し合い、代表の方が集まって議論し、まとめ、図にあらわした学びのモデル図ということでございます。

学力は、学習によって得られた能力ということです。学習することを子どもの学びと捉え、その学びを、個による学び、そして仲間との学び、そして、両方の学びが揺れ動き、練り上がっていく中で豊かな学びが生まれてくる。生きる力としての本当の学力につながっていくと捉えているわけでございます。

私は、これから県が取り組もうとされており、聞かせていただいております、先ほどもございました読書活動の充実、あるいはワークシートでの家庭学習の促進、教職員の授業力の向上等、どれをとっても大事なことばかりだというふうに思っております。とりわけ授業研究、教材研究、これは教員の研修はまさに本務だろうというふうに思っております。しかし、このような取組だけで真の学力の向上につながるとは思えないわけであります。

私は、学力の向上の源はもっと違うところにあるというふうに考えております。それは、現場の教職員自ら子どもたちに確かな学力をつけたいという、そういった心の中から沸き上がってくるエネルギーこそ源になるのではないかというふうに思っております。今まさに、松阪の教職員の仲間は、その学力向上に向けて現場から取り組もうと立ち上がってきております。行政は、そのエネルギーが沸き上がってくるように、人的配置を含めた教育条件、その整備をすることこそ行政の仕事ではないかというふうに考えております。

また、学校は集団で学習をする場であり、子どもたちはその集団の中で成長していきます。その集団を育て、豊かな人間関係を育む仲間との学び、そこにもう一つの学力向上の源があるというふうに思うわけでございます。その仲間との学び、学力向上の源は、子どもたちの学校での全ての生活、授業も含めた全ての生活の基盤となる教育、それは、私は人権教育だというふう



に考えているわけでございます。そこにいじめなんてあり得ないはずでございます。

そこで、人権教育について、学力向上とのかかわりも含めまして、また、来年度の予算のことも含めまして、現状なのか、いやいや、縮小の方向なのか、いやいや、充実なのかも含めてお聞かせ願いたいと思います。

そして、また、学校現場の教育条件整備、とりわけ人的配置について、一つは30人以下学級を含めた少人数教育、国のほうでは2013年から5カ年で中3までの全てを35人以下学級にするという改善計画も出ておりますが、これは国の動向でございます。知事のほうも政策集では30人以下学級の少人数学級の推進ということを挙げられているわけでございます。

また、臨時講師比率、正規教員の中での比率、とりわけ定数の中で正規教員の割合が、実は三重県は、現在といたしますか、36番目、平成24年の数字ですけれども、小・中学校で90%が正規教員、じゃ、残り10%が臨時教員と、こういうことになるわけですが、36番目に低い割合、低い数字となっているわけでございます。そういったことについてどういう改善をしていくのかについてもお聞かせいただきたいと思ひますし、特別支援教育、あるいは外国からの児童・生徒に対する教育、子どもの数が増えている現状に対してどういう人的な支援をされるのか、そのことについて聞かせていただきたいと思ひます。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） まず、一つ目といたしまして、学力向上の基礎としての人権教育の今後の推進の考え方について御答弁申し上げたいと思ひます。

県教育委員会では、三重県人権教育基本方針に基づき、人権感覚あふれる学校づくりや人権尊重の地域づくりに取り組み、様々な主体と連携しながら、県全体の人権教育を総合的かつ積極的に進めてきているところでございます。また、子どもたちの学力を向上させるに当たっては、一人ひとりの人権が尊重され、安心して学ぶことのできる環境をつくるのが大切であるというふうに認識をいたしております。

こうしたことから、県教育委員会では、みえ県民力ビジョンにおける選択・集中プログラムの未来を築く子どもたちの学力向上協創プロジェクトの中で安心して学べる環境づくりを実践取組の一つとして掲げ、推進をしているところでございます。

具体的には、いじめなど、子どもたちの人権にかかわる課題の解決や、その未然防止を図るための取組を進めるため、中学校区単位で学校、家庭、地域が一体となった子ども支援ネットワークの構築に今年度から新たに取り組んでいるところでございます。さらに、小・中学校間のスムーズな情報共有と連携を図り、教育相談の充実、活性化を目指します学びの環境づくり支援事業も進め、モデルとなる中学校区にスクールカウンセラーを配置することにより、子どもたちの学びを保障するための環境づくりにも新たに取り組む始めております。

県教育委員会といたしましては、今後も子どもたちを取り巻く課題、とりわけいじめについては人権侵害の最たるものであることから、その解決や未然防止に向けた取組の構築、予算確保にも努めながら、しっかり対応していきたいというふうに考えております。さらに、子どもたちが安心して学べる環境づくりを総合的に進めることによりまして、人権感覚あふれる学校づくりや人権尊重の地域づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、教職員の配置の関係でございます。何点かにわたってお尋ねがございましたので、少し長くなりますけれども、順次お答えさせていただきたいと思えます。

まず、少人数教育の関係でございますけれども、本県におきましては、子どもたち一人ひとりの実態や各学校の課題に応じたきめ細かな教育を推進するため、平成15年度から国の加配定数や県単措置の教員を配置いたしまして、30人学級をはじめとする少人数教育を実施しているところでございます。最近では、国の制度改正を踏まえ、平成23年度からの小学校1年生の35人学級編制、平成24年度からの小学校2年生の36人以上学級の解消に努め、少人数

教育の充実を図っているところでございます。

こうした中で、国の概算要求では35人以下学級のさらなる推進を図るための定数改善計画案が示されたところでございます。県教育委員会といたしましては、その確実な実施を国に働きかけるとともに、今後の国の動向を注視し、さらなる少人数教育の取組を進めていきたいというふうと考えております。

2点目は、正規教員の確保についてでございます。

きめ細かな教育を行う、そういう意味での教員の確保というのは大変重要なことでございまして、毎年度策定いたします教員採用計画においても、退職者数や学級数の増減見込みに加えまして、この講師比率についても十分留意しながら採用人数を決めているところでございます。

このような中、採用計画の策定時点では織り込むことができない学級編制標準の改正でございましてか国の加配定数の増、学級数の状況などによります定数増につきましては、やむを得ず講師による対応とならざるを得ないところでございます。本県の正規教員の割合は、先ほども御紹介がございましたように、全国的に見て高くはありませんが、加配定数をできる限り活用して、全体として学校教育の充実を進めてきたところでございます。今後も可能な限り正規教員の確保ができるように、中期的な視点を持って計画的に取り組んでまいります。

3点目に、外国人児童・生徒教育への教員配置の関係でございます。

外国人児童・生徒の比率は、本県は大変高い状況になってございます。こうしたことから、国のほうの加配定数、それと、県独自の措置によりまして、教員の加配をいたしてきております。平成20年には40名であった教員の配置を、本年度は67名にまで拡大したところでございます。

四つ目の特別支援教育につきましても、特別支援学級そのものは市町からも大変たくさんの要望をいただいております。平成20年度、小・中学校合わせまして763学級であったものを、本年度は887学級まで増加しております。さらに、通級指導教室につきましても、平成

20年度には35教室であったものを本年度は48教室まで増やしたところでございます。

このほか、生徒指導等への対応でございますとか、教育現場の抱える喫緊の課題に対しましては、学校等の実情も踏まえ、国の加配定数を活用しながら県単独措置も加える形で教員の配置を拡充してきたところでございます。

現状においてはまだまだ多くの課題を抱えていることについても十分認識をいたしておりますので、今後とも市町教育委員会の要望も聞きながら、外国人児童・生徒の教育、特別支援教育等の充実につながるよう、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 幾つかにつきまして、学力向上の源と考える部分について、人権教育、そして、いわゆる人的配置、教育条件整備、いずれも人を雇うということになりますと、人を雇用するということになりますと、大変お金のかかることでございます。人権教育についても、予算確保に努める、しっかり取り組むということでございますし、少人数教育については、三重県は随分他県に先駆けてやっていたいただいておりますところでもございます。さらに努力するというところでございます。

ただ、正規教員につきまして、中長期的に長い目で見てということでございますけれども、今、教育長がお話しされたようないろんな理由の中で、こういう全国平均よりも2.7%も正規の教員の割合が低いという状況でございますけれども、いろんな統廃合だとか生徒数の減だとか、その時々に応じて状況が変わってくる、そのためにということなんだろうと思いますけれども、それは他県でも同じような状況になっているのではないかと。特に三重県が低い状況になっておりますので、ぜひとも年次的な計画といいますか、正規教員が増えるように取り組んでいただきたいと思います。

外国人の子どもたちのこと、特別支援のこと、現場ではへとへとになるまで、物理的に大変な状況になるまで、一人ひとりの子どもたちのために取り

組んでいます。私も今年、松阪市内でございますけれども、58校全ての学校現場に赴きまして、現場の先生、教職員といろんな課題について話し合ってきました。特に特別支援教育なり外国の子どもたちのことについて、若干こういう声がありますので、紹介させていただきたいと思います。

特別支援学級について、1学級の上限8人は実情に合っていない。もっと減らしてほしい。例えば、トータルで10人を超えたら加配をしてほしい。三重県は、生徒の数、学級を、50人、40人、35人、30人と減らしてきた、感謝している。特別支援学級についてもよろしくお願ひしたいという声でございます。そして、また、ある中学校ですけれども、704人の生徒のうち70人ほどが外国にルーツを持つ子どもで、母語スタッフにも手伝っていただいておりますけれども、子どもとトラブル、親との懇談、時間外にも来てもらわなくてはならない。本当に待遇改善も含めて、常勤でお願いしたい。また、特別支援の子どもたちには質の高い教育をということを一生懸命考えていただいております。中学校ではパトロールに回る教員もいないぐらいだということでございます。こういう状況の中で、何としても教育にお金をかけていただきたい。そのことを強く申し上げる次第でございます。そのことを訴えまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、誰もが平和に暮らせる社会の実現に向けてということで、三重県国民保護計画について聞かせていただきたいと思います。

11月8日には国民保護共同実働訓練が伊勢で、サンアリーナで行われました。初めてのことでございます。私もお邪魔させていただきました。この実働訓練も、いわゆる緊急事態対処、テログループによる化学剤散布、爆発物テロというようなことを想定してございました。

今から10年以上も前になりますが、2002年4月、有事法、有事関連三法案が上程されております。武力攻撃事態法、安全保障会議設置法の改正、自衛隊法の改正。特に武力攻撃事態法は、憲法第9条の2項に書かれている「国の交戦権は、これを認めない。」とするに反している。日常的に人権を侵害するおそれがある。実は三重県議会も、住民の生命、身体、財産をいかに保

護するのが明らかでない、憲法で保障されている基本的人権や財産権を侵すおそれがあるとして、2002年5月17日に全国に先駆けて、政府提出の有事法制関連法案の撤回を求める決議をしております。その後、閣議決定から国民保護計画、三重県のものでございますけど、（現物を示す）これですけれども、2006年3月に、そして、各市町でもこの保護計画、（現物を示す）これは松阪市のものです。これは全部つくられているところでございます。

そういった流れの中で、全国では平成17年から訓練が始まっております。平成23年までに、調べてみますと80回で、その全てが緊急対処事態を想定したものでございます。いわゆるミサイルが飛んでくる、いや、上陸してくる、いわゆる着上陸侵攻とかいうことでございますけれども、そういった、弾道ミサイル、航空攻撃、そういったものについて、着上陸侵攻というの、武力攻撃事態と言っておりますけれども、そういった武力攻撃事態を想定した訓練は一度もなされておられません。

憲法では交戦権を否定しております。平和憲法のもとで、そういった武力攻撃事態は起こらないと私は考えるわけですが、このことにかかわりまして、知事のお考えを聞かせていただきたいと思います。このことにつきましては、平成18年、あるいは20年に西塚前議員も取り上げていただいているところでございます。改めて知事のお考えを聞かせていただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 国民保護法や三重県国民保護計画で想定しているような武力攻撃事態が起こり得るのかということなどについて、私の考えということでございます。

三重県国民保護計画においては、国の国民の保護に関する基本指針に基づきまして、着上陸侵攻などの武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態を想定して、住民の避難や救援など、国民の保護のための措置について定めています。

言うまでもなく、武力攻撃事態や緊急対処事態は絶対にあってはならないことでありますし、私自身も望んでおりませんし、国民の誰もがそうした事

態を決して望んでいないと思います。しかしながら、武力攻撃事態について考えたとき、昨今の我が国を取り巻く情勢から見て、それが100%起こらないと誰も断言することはできないと思います。ちなみに、その武力攻撃事態の中には航空攻撃というのがありますが、ワールドトレードセンタービルのあるあいう航空攻撃があるなんて、誰も予想しなかったと思います。したがって、万一そのような事態が発生した場合は、何があっても県民の命、身体、財産を守ると、そのために三重県国民保護計画はつくられています。今後もこの計画に基づき、県は市町や関係団体と連携して、国民の保護のために必要な措置をとれるよう万全の体制を整え、そうした万一の事態に備えていきたいと考えております。

訓練でこれまで武力攻撃事態が行われていないのではないかということにつきましては、これは国との合同実践訓練でありますので、国の問題意識もございますので、そこは国の動向なども注視しながら考えていきたいと思っております。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） そういった武力攻撃事態、あつてはならない。もちろん誰も望んでいないことではあります。知事のほうから、万が一ということをございますけれども、もしも万が一そういうことがあったら、それは戦争になるんじゃないかと私は思うわけをございます。憲法では交戦権を否定しております。

次に、三重県国民保護計画に、その中身にかかわりまして、一つは、基本的な人権が侵されることはないのか、あるいは、援助、協力について強要がないのか、また、高齢者、子どもたち、いわゆる社会的に弱い立場に置かれている人たちへの配慮は当然されていると思っておりますが、そのあたりについて確認をさせていただきたいと思っております。

○防災対策部長（稲垣 司） いわゆる国民保護法におきましては、国民の避難や救援などの国民保護措置の実施に際しまして、被災者の救助や消火活動に係る協力要請及び緊急物資の確保や住民が避難するための土地家屋の使用

などの私権の制限、これが認められております。

しかしながら、国民に協力を要請する場合には、国民の自発的な意思を尊重することとしまして、要請という言葉のもとに、これを国民に強制、強要することは認められておりません。仮にやむを得ず国民の私権を制限する場合であっても、その制限を必要最小限とし、公正かつ適正な手続のもとに行うべきものとされております。したがって、万が一の有事の際には、県はこうした法の規定に基づきまして、基本的人権を尊重して適正に対応してまいります。

また、高齢者、障がい者などへの配慮でございますけれども、三重県の国民保護計画におきましては、有事の際に住民の避難が必要となった場合に備え、市町は避難の方法や手段などをあらかじめ定めておくことと規定をしております。県は、その内容を市町が具体的に定める際のガイドブックとして、市町避難実施要領の手引き、これを作成し配付して、市町を支援しております。手引きにおきましては、高齢者、障がい者の方々などのいわゆる要援護者の皆さんの避難や誘導が円滑に行われますように、借り上げバスによる移動手段の確保とか、あるいは関係機関との協力による迅速な情報伝達、これらのことを例示しながら、市町に対してこうした方々への特段の配慮を行うよう求めることとしております。

以上でございます。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 基本的人権等について、きちっと尊重してやっていく、無理な強要はしないと。ただ、いろいろ状況があるというようなことも含まれていたかなというふうに思っております。

私は基本的に、こういった状況、今の憲法9条のもとで、日本はいわゆる相手のほうから攻撃を受けるということが本当にあり得るのかどうか、疑問に思っているところでございます。

私は6年前まで教員をしておりました。日本が平和であったことが今の繁栄につながっていることは誰も疑わないと思います。二度と教え子を戦場



に送ってはならないと強く誓ったわけでございます。これからも平和な日本の社会であり続けてほしい、そうしなければならないというふうに思っているところでございます。

ただ、今、知事のほうからも今の状況についていろいろございました。いろんな政党が、憲法改正をはじめ、かなりかじを右に切っているという状況だと私は思っておりますけれども、隣国の中国や韓国をはじめ東南アジアの諸国も大きな懸念、大変な懸念を抱いているのではないかと、そういった状況について、いま一度知事のほうから何かコメントがございましたらお答えいただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） それは何か、今、いろんな政党や政治家の方が平和を脅かすような発言をしているのではないかと御懸念なのかわかりませんが、明日、衆議院選挙も告示ですので、個別の政党、政治家の方のコメントを私がここで議場においてこういうふうに申し上げるのは適切でないと思いますので、発言は差し控えたいと思います。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 選挙を控えてということでございますので、そのあたりについては私も理解させていただくことにいたします。

時間が残り15分ということになってまいりました。特に今の状況からして、本当に右に右に振っていく。何となく日本が再び戦争ができるような国になっていくのではないかと心配しております。そのことを、そうしてはならないということを訴えて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

3番目の質問でございます。誰もが安心・安全に暮らせる社会の実現に向けてということで、先ほど知事のほうからも少しございましたが、通学路の安全対策について質問をさせていただきたいと思います。

この通学路の安全対策につきましては、御存じのように4月23日に、京都での集団登校中、亀岡市でございまして、事故がございました。10人が死傷するという事故です。それにかかわって、文部科学大臣から緊急のメッセージ、そして、それを受けて、国土交通省、警察庁、文科省の3者が、

全国の全ての公立小学校、特別支援学校を対象に、合同での点検をするというものでございます。こういった国を緊急に動かす合同点検となったその背景といたしますか、動かすためには尊い子どもの命が失われたことを私たちは忘れてはならないというふうに思っているわけでございます。

県の管理道路のうち通学路は905キロメートルということでございまして、そのうち40.2%は幅員2メートルの縁石のある歩道、そして、8.5%は簡易の歩道ということです。ただ、51.3%の464キロについては手つかずの状況でございます。年間五、六キロメートルの整備ということになりますと、この先80年も90年もかかるということになります。しかし、確実に県土整備部のほうでも進めていただいております。

(パネルを示す) これは、松阪市内の国道166号線です。ここは、小学校へはバス通学です。けれど、中学校へは自転車通学という状況ですが、まだ完成をしておりません。地域、保護者、学校も早く完成を待ち望んでいるところでございます。

私の地元の状況でございますけれども、市内の阿坂小学校という学校がございまして、そこは県道58号松阪一志線が通っております。そこが通学路になっております。私も現場を、朝、登校時間に見てまいりました。ここも簡易歩道ということで工事がなされているわけですが、実はこういう状況でございます。(パネルを示す) 子どもたちがこの県道の簡易歩道といたしますが、ポールがずーっと立てられているところはいいんですが、このようにかなり間隔があきますと車が寄ってきて危険だという状況でございまして、地権者との土地のことなのか、ここはポールが立てられないというような状況でございます。

そういった中で、この阿坂小学校においても今回の緊急合同調査の中で、6月から県道を避けるべく農道を通学路にした。つまり、迂回をしております。そして、横断歩道がないところをどうしてもその結果横断しなくてはならなくなった。地区懇談会でも、5カ所の危険箇所のうち話し合いで4カ所について、市の教育委員会、警察、建設事務所の3者による合同点検をして

いただいたということでございます。横断歩道については、1カ所は滞留場所がないということで、地権者との話し合いもまだ進んでいないようですが、もう一カ所のほうは、市の所有地を使うということで、横断歩道設置について話が進んでいるようでございます。

この緊急合同点検では、県内の公立小学校414校、特別支援学校小学部16校、430校において2660カ所の危険箇所が報告され、そのうち1799カ所で点検がなされております。そして、結果として1101カ所が、何らかの対策が必要だけれどもこれからだということになっているわけでございます。この1101カ所の未定箇所の対応について、来年度の予算、今出てきておるわけですが、そういったことも絡めまして、年次計画も含めてどのように危険箇所の解消に取り組もうとされているのか、今回、教育委員会、警察、県土整備部合同でのということになっておりますが、それぞれからお話を、当局の考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 通学路の安全対策につきまして、まず、教育委員会のほうから御答弁させていただきます。

本年4月下旬に通学路における痛ましい交通事故が相次いだことを受けまして、文部科学省、国土交通省、警察庁では、相互に連携し、通学路の安全確保に関する取組が行われることになったわけでございます。こうしたことから、6月から8月にかけて、公立小学校及び特別支援学校小学部を対象に、保護者を含めて、学校、地元警察署、道路管理者による緊急合同点検を県内1799カ所において実施したところでございます。この中で、長期的な対策が必要なものを除きました1650カ所について、道路管理者及び地元警察署と連携協力の上、必要な対策案を作成いたしまして、対策の実施に向けた取組を順次講じているところでございます。

県教育委員会といたしましては、道路管理者及び地元警察署が講じていただきます通学路のハード整備等が計画的に実施できるよう、引き続き要望をしていきたいというふうに思っております。

また、教育委員会の取組といたしましては、警察署や交通安全協会等、関係機関と連携しながら、学校におけます実践的な交通安全教育や交通安全指導を充実させるなどして、子どもたちの交通安全に対する意識の向上に努めていきたいというふうに考えております。今後も引き続き、学校及び市町教育委員会が道路管理者、地元警察署と連携を密にいたしまして、通学路の安全確保に向けた取組が進められますよう、県教育委員会といたしましても鋭意、必要な調整をしてまいりたいというふうに思っております。

○**県土整備部長（土井英尚）** 県土整備部関係について御答弁させていただきます。

緊急合同点検において対策が必要とされました1650カ所のうち、県管理道路に係る箇所は548カ所ございました。このうち、外側線の引き直し、ガードレール等の防護柵の設置、それとか歩道の設置等、道路管理者が実施すべき対策については、12月上旬に国土交通省へ報告することになっておりまして、現在、取りまとめを行っておるところでございます。

今後、報告した内容について、まずは、外側線の引き直しや防護柵の設置など、直ちに対策が可能な箇所については、既に一部実施はしておりますが、今後とも教育委員会や地元警察と連携協力して対応してまいりたいと考えております。また、歩道の設置など地元調整に期間を要する対策についても、両者と連携しながら計画的に進めてまいります。

以上です。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○**26番（後藤健一）** えらい済みません。今、教育長、そして、また、県土整備部長のほうから御答弁いただきました。特に教育委員会のほうは、やっぱり学校ということでございますので、交通安全教育を含めてソフト的な面、ただ、この3者を総括するような立場でもあろうかなというふうに思っておりますので、ぜひともこれからも引き続いて連携をとりながらやっていただきたいと思っておりますし、県土整備部のほうでは、やはり直接ハード的な部分についてお願いせんらんとということになっていくと思っておりますし、これからも

きちっと取り組んでいただきたい。

そして、さらに、先ほどの阿坂小学校の例でも、横断歩道、あるいは一方通行にさせていただくことができないのかなというような話もちよっと出ておりました、そういった部分について、まだ今集約中ということで、何カ所については警察のほうで担当されるのかということもこれからだというふうに向っておりますけれども、今後の見通しについて、警察本部長のほうにぜひちょっと御答弁願いたいと思います。

**○警察本部長（斉藤 実）** 警察では、昨年度から4カ年計画で、子どもの登下校時の安全を確保するために次世代支援のための安全な道路交通環境整備事業というのを行っております。これは、県内の小学校と中学校の周辺半径1キロの交通安全施設を点検して、整備が必要であれば整備をするということで行っているところであります。そのうち今回の合同点検では、小学校の通学路の中で特に危険であるというふうに思われている箇所について緊急に合同で点検をしたものでありまして、先ほどございました1650カ所のうちの約半分837カ所が、警察において横断歩道の新設や塗りかえ等の交通安全対策を講じる必要があるというふうに判断をしたところであります。

このうちの約2割につきましては、既に本年の次世代支援整備事業等を活用いたしまして、横断歩道の設置、塗りかえ等の安全対策を講じましたが、まだ8割が残っております。それから、小学校、中学校を対象とする次世代整備支援事業のほうも、昨年度、今年度の積み残しがかなりございます。加えて、来年度、再来年度で残りの点検をいたしますので、それらを含めると相当の数になりますが、これらにつきましては、関係当局の御理解もいただきながら計画的に整備を進めまして、早急に子どもたちの安全・安心の確保に向けて努力をしまいたいと考えております。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

**○26番（後藤健一）** 4年計画でということでございます。来年、再来年と、まだ残っている部分についてやっていくんだということでございます。いずれにしても、それぞれの立場で進んでいくんだらうと思いますが、今回

この3者での合同での点検、そして、学校、保護者、地域自治会等含めまして、もろもろがやはり子どもたちの安全の確保、そのことに向けて、同じテーブルといえますか、話し合いの中で連携をとって、ぜひとも進めていただきたいと思います。今回の合同での点検が点検で終わってしまったということのないように、しっかりと全てについてやり遂げていただきたいというふうに思います。

そして、また、今回の合同点検は通学路の安全対策ということでございますけれども、このことは、子どもたちの防災、あるいは防犯という面からも、これは安全対策に限らず、同じテーブルでしっかりと連携をとって進めていただきたい、そのことを強く要望させていただきたくでございます。

もう一度お願いをさせていただきたくはございますけれども、今回の合同点検が点検で終わることのないように、ぜひとも進めていただきますよう強く要望させていただきます。時間が来ているようでございます。私の今期2回目、2期目2回目の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 30番 北川裕之議員。

〔30番 北川裕之議員登壇・拍手〕

○30番（北川裕之） 皆さん、こんにちは。名張市選出、新政みえの北川裕之でございます。議長のお許しをいただきまして、一般質問に立たせていただきました。明日はいよいよ12月4日でございます。明日から20日たちますとクリスマスイブになります。そういう季節になってきたかなというふうに思っておりますが、総選挙の公示もあるようでございます。こんな日に一般質問させていただくのも大変幸せを感じるところでありまして、幸福実感度が随分高まってきたなというふうに思わせていただいておりますが、早速、通告に従いまして質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1項目めは、みえ県民意識調査と幸福実感指標についてということであります。あとの項目が部局長との議論が多いですので、ちょっと取ってつけたように知事との話ができるテーマを選ばせていただきましたので、少

し議論が食い違うかも、すれ違うかもわかりませんが、居酒屋トークレベルでよろしくをお願いします。

鈴木知事が就任されてからおよそ2年弱が経過をいたしました。「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」と題したみえ県民力ビジョンに基づいて、様々な施策が進められているところです。知事はそのビジョン作成に当たって、幸福実感日本一を体現する手法として、県民指標や県の活動指標とは別に、施策分野ごとに16の幸福実感指標を設定し、その推移を把握することで県民力ビジョンの行動計画全体としての進行管理に努めるとされています。

知事は常々、幸福実感日本一は、他の都道府県と何かを比較して順位をつけるというのではなくて、日本一幸福が実感できると胸を張れる、そういう三重県にしたい、行政は、あれをやりました、これをやりましたと言うが、成果が本当に県民に届いているのか、指標を設定して、上がらない場合のリスクもあるけれども、県民の皆さんの実感を大切にしたいというふうにおっしゃってこられました。その思いには私も共感をさせていただくところが大きいでございます。

さて、その幸福実感指標を含めたみえ県民意識調査が今年1月から2月にかけて実施をされ、5月には緑色の報告書が、そして、さらなる分析を進めた研究レポート、青色のものですけれども、この9月に提出をされました。特に、研究会によるレポート、「三重県民の幸福実感、その現状と課題」は、大変興味深く読ませていただきました。今までにない、年代や性別、職業、世帯収入、結婚の有無、住んでいるところ、こういった属性を絡めながらの細かな分析がなされていて、より課題の抽出がしやすくなっているなというふうに感じさせていただきました。ただ、分析結果には、なるほどどうなずけるものもあれば、その背景がよく見えないものもあり、こうした意識調査の分析の難しさもかいま見た思いがいたします。

調査結果の代表的なものをここに挙げてみたいと思います。（パネルを示す）

まずは、県民の幸福感の現状、すなわち、あなたはどの程度幸せですか、とても幸せを10点、とても不幸を0点とすると何点くらいになると思いますかという問いに、県民の平均はこの表のとおり6.56点でした。平成23年度の内閣府、国の調査では6.41ですから、0.15ポイント三重県民は高いということになります。これがどうなのかというのはちょっとわからないんですけども。

これに属性によるクロス分析を加えると、例えば、知事がよく話題に出されますが、いずれの年代でも男性より女性のほうが幸福感が高い、そして、最も幸福感が高いのは30歳代の女性、逆に最も幸福感が低いのは40歳代の男性、特に未婚の40歳代男性の幸福感が低いと出ています。ちょっと特殊なそのクロス分析で見ると、既婚の方は世帯収入が一つ高い層の未婚の方よりも幸福感が高い。また、世帯収入が低くなるほど、未婚男性の幸福感の落ち込みが顕著になっている。

この幸福実感に影響を与えるものは何かを探るために、この設問には何を判断するための重視した事項かというのも選択できるようになっていますけれども、重視した事項を見ると、1番目が家族関係、2番目が健康状況、3番目に家計の状況というふうに続いています。

みえ県民カビジョンに掲げた16の幸福実感指標について言えば、まずは上位のプラスの実感を見ていきますと、こちらですね。（パネルを示す）三重県産の農林水産物を買いたいと感じる県民の割合87.4%、これが一番高かったですね。次に、自分の住んでいる地域に愛着があり今後も住み続けたいと感じる県民の割合73.1%、これは意外に高いように感じました。犯罪や事故が少なく安全に暮らしていると感じる県民の割合、これが58.9%。警察本部長、よかったですね。3番目に入りました。

逆に、マイナスの実感上位、実感していないという面では、（パネルを示す）一番低いといえますか、マイナスが高かったのが、働きたい人が仕事につき必要な収入を得ていると実感していない県民の割合が72.7%、それから、災害等への危機への備えが進んでいると実感していない県民の割合が66.5%、



3番目に、国内外に三重県の魅力が発信され交流が進んでいると実感していない県民の割合が64.2%、こういった数字になっています。

ちなみに、ここには挙げませんでしたが、必要な医療サービスが利用できていると感じますかという指標の項目では、そう実感していないという層が三重県全体では45.1%ですが、伊賀地域は62.2%と断トツに高く、医師不足による医療体制の不満が顕著にあらわれているというふうに思います。

こうした意識調査は、もちろん経年変化を見ていかないと実態はつかめない点がありまして、しかも、行動計画の県民指標や県の活動指標も平成24年度の実績値が出ていない段階なので、議論をするというのは少し早い感はあるんですけども、県民の幸福実感に強いこだわりを持っていただいている鈴木知事に、この段階ではありますが、まず一つ、調査結果について、率直にどのような感想を持たれているのか、2番目に、幸福実感指標の具体的な数値からどのような政策課題を見出しているのか、3番目に、さきに提案された来年度の経営方針にはどのように反映をされているのか、4番目、幸福実感指標の向上は県民の幸福感と直接つながっていくものなのかどうか、この4点についてお尋ねをしたいと思います。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 4点御質問いただきました。順次答弁させていただきますと思います。重なる部分もありますので、4点まとめて御答弁させていただきますと思います。

今年の1月に、三重県では初めて、県民の皆さんの幸福実感を把握するためのアンケート調査を実施させていただきました。

まず、率直な感想ということでもありますけれども、国の平均の6.41、調査の手法が異なるので単純に比較できませんが、それより少し高くなっていたということは、ほっとしたなということはあるものの、もう少し高いとうれしかったなという思いもあるというのが率直な気持ちであります。

それから、議員も言っていただきましたけれども、幸福感を判断する際に最も重視したもので家族関係というのが、国では健康状況というのが1番で

したけれども、家族関係というのを本県の方々には1番に選んでいただいたというのは一つの特徴だというふうに考えています。東日本大震災以降、家族のきずなの大切さが再認識される中で、児童虐待やDV、ドメスティック・バイオレンス、孤独死など、家族にかかわる問題が後を絶たない状況でありますので、行政としてもしっかりと対応していく必要があるなど感じておるところでございます。

どういう政策課題を抽出するかということについては、まさに議員が三つ挙げていただきました、マイナスのまだ実感していないと言っていたいただいたその三つのことが特に重要な課題だというふうに思っています。

それは、一つは雇用・経済でございます。昨今の地域の厳しい雇用・経済情勢が県民の皆さんの実感に反映されたものと受けとめており、今年度、雇用経済部を新設し、雇用の創出と確保を総合的に進めることとしましたけれども、改めてしっかりと取り組まなければならないとの思いを強くしたところであります。

それから、防災についても、県民の皆さんの防災への意識が高まる一方で、その意識の高まりに現場の取組のスピードが追いついていないと、そういうことのあらわれでもあるのかなと感じております。南海トラフ巨大地震への備えや紀伊半島大水害からの復旧、復興について、地域の自主防災組織や防災コーディネーターなど、現場の方々の力もおかりしながら、引き続き全力で取り組んでまいりたいと思います。

それから、三重県の発信ということでは特に、来年は遷宮、そしてその翌年は熊野古道世界遺産登録10周年というものもありますので、そういう機会も利用しまして、県民の皆さんが三重を全国、世界にもっとアピールするべきだと思っていらっしゃるんだと感じましたので、市町、企業の方々と一体となって、三重の魅力を広く発信していきたいと考えております。

それから、アンケート調査の集計結果について、詳細な分析、青いほう、様々な興味深い結果が得られました。例えば、結婚や就労、収入、家族、精神的なゆとりは、県民の皆さんの幸福実感に大きな影響を与えていると考え

られます。また、そうした分析結果をもとに、若者が結婚に踏み切れるよう後押しするためにも、若者の雇用対策に特に注力すること、あるいは、地域社会全体が暮らしの様々な場面で家族をサポートすることなどが重要であるといった課題が抽出されました。県民の皆さんが幸福を実感できるよう、行政としても、政策を進める上で結婚や家族などの分野にも着目していく必要があると改めて感じたところであります。

経営方針への反映についてのお尋ねでございますけれども、今回、特に雇用の確保、防災対策、観光振興の分野で実感していない層の割合が高かったこともありますので、それぞれの選択・集中プログラムの取組の深掘りや、そういう部分について書かせていただいておりますが、そういう部分への参考とさせていただきます。

そして、四つ目の御質問に対する部分でございますけれども、今回の調査結果から、幸福実感指標は、指標ごとに差異はありますけれども、県民の皆さんの幸福感に一定の影響を与えるものであると考えられます。しかし、幸福実感指標よりも、家族との関係や精神的なゆとり、余暇の充実など、日ごろの暮らしについての実感に関する事項のほうが幸福感との関係が強いこともあわせてわかってまいりました。県民の皆さんの幸福実感は、幸福実感指標も含め、様々な要素で構成されていると考えており、こうした意識調査の結果が社会経済情勢に左右される可能性があることも踏まえ、先ほど議員からもおっしゃっていただきましたように、経年変化、これをしっかり見ながら引き続き分析を進め、幸福実感日本一の三重を目指し、政策への反映をしっかりとしていきたいと思っております。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

**○30番（北川裕之）** お答えをいただきました。先ほど表で見ていただいた幸福実感指標の、特にマイナスの実感、いわゆる実感していないという部分については、防災にしましても、雇用にしましても、観光にしましても、これはまさに選択と集中のプログラムの中で見ていただいている内容ですし、経営方針にもそれを全面的にうたっていただいているということで、県民のニ

ーズに呼応していただいているのかなというふうに感じさせていただいています。その部分が上がっていくように御努力もこれからいただきたいと思えます。

一方で、知事が今の答弁の中で言われたとおり、幸福実感指標がいわゆる幸福感というものに影響はしているだろうけれども、それ以上に、やはり家族だとか精神的なゆとりだとか、いわゆる日ごろの暮らしの実感、感覚の部分のほうが、実際には幸福度、幸福感に影響している部分が大きいということがあるというふうに、私もそう感じています。

6.56ということで三重県の数字が出ていますけれども、少し前に読ませていただいた本で、古市憲寿さんの『絶望の国の幸福な若者たち』という本、知事も恐らく読まれていると思うんですけども、この中で、日本の若者は今、内閣の調査によれば、戦後40年の中で、幸福度、自分が今自分の生活に満足をしていますかという問いに、7割の方が満足をしている、幸せだというふうに答えられている。このパーセンテージが実は一番高い。私なんかは高度経済成長の中で育ってきた身ですが、その時代や、あるいはまたバブル期の時代、こういう時代よりも、その時代は50%ぐらいなんですけど、今はもう70%を超えているという数字になっています。

これは、今、本当に非正規、なかなか職につけない、収入も安定をしない、結婚もしない、できない、将来負担はどんどん増えていく、こういう若者がなぜ7割以上超えて幸せ、満足だと感じるかということなんですけども、幾つかの分析がこの本の中には書かれていて、最後は推論ではあるんですけども、やはり一つは、高度経済成長の時代であれば、昨日より今日、今日より明日、必ずよくなる、こういうことが見込まれた時代には、必ず先がよくなるんだから、今の状況に決して満足はできない。すなわち、希望が先に見えると、幸福とは意外に人間は答えないと。逆に、先に希望が見えないと、人間は身近なところで、友達との人間関係とか、そういう小さな世界で満足しようとして、希望がないがゆえに幸せだと、今は満足していると答えると、こういう推論がございました。

別な話では、五木寛之さんだったと思うんですけども、随分昔に読んでエッセーで、人間が何が一番幸せを感じるかという、自分の長く書いた日記を読み返してみると、ほとんどの日が、大変だったとか、しんどかったとか、つらかったとか、そういうことを書いてあるんだけど、たまにうれしいことが書いてある、でも、それは、何か欲しいものが見つかったとか、買えたとか、そんなレベルのことで実は人間というのは幸せを感じているんだというふうな話を讀んだことがあります。

非常に幸福感というのはメンタルで精神的で、個人的、パーソナルな世界だというふうに思っています。その点では、この調査の背景で、知事が言われたように、日ごろの暮らしの中のパーソナルな、メンタルな実感のほうに幸福感に影響しているということは、私はそういう意味からも正しいのかなというふうに思っております。幸福実感日本一というのを、私は決して否定するつもりはありませんけれども、やはり幸福を議論するのは少し難し過ぎるのかな、いわゆる幸福実感指標、この指標までが行政のかかわっていく部分までなのかなという思いがいたしております。少し知事の所感がございましたらお答えをいただきたいと思います。

**○知事（鈴木英敬）** おっしゃるとおり、パーソナルな部分についての部分が幸福実感の大部分を占めるということである、それは私もそう思っております。もともとこの幸福実感日本一ということを申し上げたのは、やはりそういう政策的指標もさることながら、私は三重県よりも他県で長く住んでいた中で、三重県で生活してみると本当に恵まれているものやすばらしいものがたくさんあるので、そういう身近なところに自分たちが幸せを感じられるようなものがたくさんあるけれども、何か閉塞感とかでそれを実感できていない、それをもう一度、いま一度、自分たちの三重県、自分たちの住んでいるふるさと、身の回りに幸福の種がたくさんあるんだよ、そういうのを見詰め直して実感してほしい、そういう思いもあって幸福実感という言葉掲げさせていただいております。

いずれにしても、そういう部分と行政でしっかりそれを高めていく部

分ということについては、今、議員から御指摘があったように、幸福実感指標の部分についてしっかり、それでもマイナスが出ている部分がありますから、取り組んでいきたいと考えております。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 感想をいただきました。知事らしいポジティブな考え方だと思いますので、ぜひその考え方で引き続いて県政を運営いただきたいと思います。居酒屋トークにおつき合いをいただきまして、ありがとうございました。

続いて、南海トラフ巨大地震に備えてということで、その中の1項目、土砂災害防止法による指定区域における対応についてお尋ねをいたします。

さきに、10月に示されています三重県経営方針、この中で知事は、みえ県民力ビジョン・行動計画やその他の計画等に示した取組や達成すべき目標について、平成25年度は着実に成果を出していくことが求められているというふうに明記をされています。中でも、就任以来、東日本大震災や紀伊半島大水害の経験を踏まえて、防災・減災を最重要課題の一つとして捉え、特に注力する取組、選択と集中プログラムの第1番目には緊急課題解決1として掲げた命を守る緊急減災プロジェクトは、先ほどのアンケートにもありますけれども、その着実な成果を県民が今最も求めているものと考えます。そういう観点から、今回は地域における幾つかの課題についてただしていきたいと思えます。

その一つ、県内において作業が進められてきました土砂災害防止法による警戒区域、特別警戒区域の指定に関する対応についてです。

土砂災害防止法は、崩壊の危険性がある急傾斜地や、土石流や地すべりの危険性があるなどの土砂災害の危険箇所を、県が調査を実施し、住民に危害が及ぶおそれがある地域を土砂災害警戒区域として指定するものです。指定した後は、市町がハザードマップをつくって公表するなどして住民への危険の周知を図ったり、避難の方法についての検討を行ったり、避難指示の発令基準や伝達手段の整備をするなどの警戒避難体制を構築するなどを目的とし

ています。また、警戒区域の中でも大きな被害が予想される地域は土砂災害特別警戒区域として指定され、一部開発が制限されたり、建築物の構造規制が行われたり、移転のための支援も場合によってはあるようにお聞きをいたします。

さて、この警戒区域や特別警戒区域の指定ですけれども、よく報道でもありますが、土砂災害の危険箇所は全国で約52万5000カ所ありますが、警戒区域に指定されたのは本年10月31日現在で27万5000カ所にとどまっています、約52%の到達度です。なかなか進んでいないというのが全国的な実態ですけれども、残念ながら三重県の状況は、この到達度をはるかに下回る数字になっています。

県内の調査対象である土砂災害の危険箇所は1万6208カ所、このうち指定を終えたのは937カ所で、進捗率は5.8%、これも新聞報道によれば、全国最下位であります。島根県と青森県は警戒区域の指定をほぼ完了している一方で、三重県をはじめとして、ほかにも北海道、佐賀県、大分県、和歌山県、宮城県は指定率が1割を割っているというふうにお聞きをしました。もちろんベースになる危険箇所数の多い少ないによる差は考えられると思いますけれども、しかし、島根県にお聞きすると、3万877カ所の警戒区域指定をほぼ終えているということをお聞きしますと、三重県の遅れが大変目立ちます。

警戒区域や特別警戒区域の指定が思うように進まない理由として挙げられるのは、知事が以前、この議会でも一部触れられていますけれども、区域として指定されると地価が下がったり過疎化が進むといった心配や、開発や建築物への制限を嫌ったりすること、あるいは、また、先般、新政みえの長田議員が触れた避難所の問題などが考えられます。

しかし、そうした理由を挙げるのであれば他県も三重県と同レベルの進捗であるかと思いますが、実際には大きな隔たりがあります。先ほどの幸福実感指標の中の実感できていない災害対策の部分についてでありながら、この数字、この状況というのは大変理解に苦しむところであり、他県より取組が遅れたのか、調査を進めるための予算確保が不十分なのか、市町の

協力体制や連携に課題があるのか。

まずは、1点目に、現在の指定率が全国最下位という状況はどういう背景からなのかを明らかにしていただきたい。2点目に、今後どのような形でこの指定率を上げていくのか、その手法についてお尋ねをしたい。3点目に、目標年度や年間の指定目標数などを定めて進める考え方はあるのかをお尋ねしたいと思います。以上3点、よろしくお願ひいたします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 土砂災害の警戒区域の指定について答弁させていただきます。

三重県では、土砂災害警戒区域の指定対象となる1万6208カ所のうち、本年11月末時点で937カ所の指定をしているところでございます。議員御指摘のように、全国最下位の指定率でございます。土砂災害防止法の施行以来、指定のための基礎調査に取り組んできましたが、まず、1カ所当たりの調査に30万円程度かかる、全ての箇所調査に約50億円もの多額の費用が要するというのが1点目、それと、区域指定されたことによりまして住民の方々から、土地価格への低下の懸念や建築物の構造規制への不満が示されていること、それと、区域指定よりも、やはり施設整備がより強く求められてきたことなどから、指定率がまだ低い状況でございます。

全国的に指定が進み、ソフト対策が重視される状況の中、平成22年度より指定に必要な基礎調査に要する予算を増額し、平成23年度末には延べ約3000カ所の基礎調査を終えましたが、指定にはつながっていないところでございます。指定率を向上するためにはまだまだ市町や住民への説明が不足しているとの認識から、今年度は土砂災害防止法に関する県と市町担当者の合同勉強会を開催し、より一層住民への説明に注力し、指定率向上に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き今年度と同程度の調査費用の確保に努め、市町と協議し、期間や目標数を定めて指定促進を図ってまいり所存でございます。

以上です。



[30番 北川裕之議員登壇]

○30番（北川裕之） 部長にお答えをいただきました。理由についてはそういう状況なのかなと思いますけれども、ただ、何度も申し上げますが、遅れがやはり三重県は目立ちますので、進んでいる島根県にお聞きすると、やはり専門の対策スタッフを置かれて進めてこられたと。その方たちがやはりその話の市町への啓発なり説明も含めて奔走されてきたというふうにお聞きをしましたし、これはちょっと手法としてどうなのかわかりませんが、三重県は初めそうしていたというお話ですが、警戒区域、イエローから先に先行してやって、後でレッド、特別警戒区域をやるというふうな手法もあるようですね。島根県の場合はイエローを先行して全て終えたと、特別警戒区域がこれから指定していくんだと、こういう手順でやられたということですから、予算も大体二、三億円毎年予算づけをしながらやってきたというふうにお聞きをしておりますので、そうした面でも少し対応が三重県のほうは遅れてきたのかなというふうに思っております。

部長のお答えにありましたように、期間や目標を市町や関係機関とさまざまな協議もしていただいた中で、住民とも十分に理解をいただきながら、この期間と目標を早く定めていただいて、指定率を上げていただくという御努力をぜひお願いしたいと思います。

それに少し関連してですけれども、元来、この土砂災害防止法の指定は、住民の方への危険周知とか避難経路の確保といった避難の体制づくりを進めるソフト的な対応ということですが、でも、やはり、特に特別警戒区域等に指定されたような地域でのハード的な整備だとか、あるいは、そこに、区域の中にある家屋、こういったことに対してどういう対応が考えられるのか、この点について少しお尋ねをしたいと思います。

○県土整備部長（土井英尚） 区域指定の中において、家屋への移転についてどのような対策があるかという御質問ですが、まず、警戒区域の区域外に家屋を移転するという場合においては、国の社会資本整備総合交付金の対象事業でありますけれども、地近接等危険住宅移転事業、こういう事業がございます、

それは市町が補助事業主体となって事業を行うものですが、そのようなものを活用して財政的支援を行う制度がございます。平成16年、過去1件程度実施事例がございます。

それと、もう一つは、区域内において家を建てかえる等の既存の住宅を建てかえる等に対して、市町が、これも社会資本整備総合交付金の制度におきまして、効果促進事業というのに位置づけて、市町が補助事業主体となって支援する方法がございます。しかしながら、これは、市町が区域内の家屋の建てかえ等も含めた支援について全体的な計画をつくらなければならないということとか、これについては今のところ実施事例がないというようなこともありまして、財政的支援の検討に当たっては需要の見きわめとか国との十分な調整が今のところ必要なのかなと考えております。

以上でございます。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 財政的支援については私もお聞きをしたんですが、なかなかわかりにくい部分があって、単純に言えば、移転なら支援があるよと、建てかえについても可能性はあるよという次元になろうかと思うんですけども、やり方によって、市町の取組方によってということになるかと思うんですが、なかなかわかりづらいところもありますので、地域地域、市町と十分にそうした情報も出していただいて協議をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、時間が押してきましたので少し飛ばして、2の2の県単治山事業の事業費確保について、この項目についてお尋ねをしたいと思います。

これも同じく土砂災害に関連して、農林水産部が所管をする県単治山事業ですけれども、山間部における災害の予防という面で非常に欠かせない事業です。特に県単の小規模治山事業は、国の補助事業が事業規模が大きいことや条件整備のハードルが高いことなどを比較して、地域にとってはこの小規模治山事業が非常に活用しやすい事業になっておりまして、どの事務所単位でも要望に応え切れずに毎年多くの積み残しが出ている状況です。

そんな中で、本年は執行部のほうから、包括配分をやめて、A、B、Cで3分の1ずつ、政策的経費については要求をしていただくということになりましたですね。少し懸念をしましたのは、いわゆる財源手当のないものはCランクに追いやられてしまうのではないかとという懸念をしておりましたが、11月29日に配っていただいた資料を読ませていただくと、ある程度緊急性の高い新規の施設整備については対応いただいているのかなというふうに見せていただきました。逆に、少し修繕的なものとか維持管理的なものがそれぞれB、Cにランクづけをされておりまして、この辺は少しつらいところではあるなというふうに感じさせていただいていますが、これはまた総括がございますので、そこでの議論に委ねたいというふうに思っております。

ただ、山地災害危険地区は県内3951カ所あって、整備着手がこれも約50%、そして、先ほどお話したように毎年積み残しがあって、順番待ち、あるいはさらなる災害待ちというふうなことでは、南海トラフの巨大地震等を考えたときに、地域住民にとっては非常に不安な状況です。ちなみに、県単の小規模治山事業の予算規模は、ここ数年は約1億円余りで推移しておりまして、維持管理的な費用を除いていくと年間一つの事務所で本当に数カ所程度しか着手ができない、こういう現状にあると思います。県民に安全・安心を届けるレベルには到底達していない状況と言わざるを得ません。県単事業という財源確保が非常に厳しい事業ではありますが、県民の安全・安心には欠かせない事業であることから、事業費のしっかりとした確保を要望するところですが、農林水産部長の御所見をお伺いいたします。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） 国補治山事業を補完します県単治山事業は、山腹崩壊危険地区などの山地災害危険地区対策を行います自然災害防止事業と、人家周辺などの小規模な崩壊地の復旧や治山施設の復旧を行います小規模治山事業がございます。

県単治山事業の予算につきましては、ここ数年、自然災害防止事業がおお

むね約10億円、小規模治山事業がおおむね1億円で推移しているところがございます。平成24年度につきましても、自然災害防止事業につきましてもは予算額が10億7000万円で45カ所、小規模治山事業は予算額が約1億4000万円で30カ所の工事を実施しているところがございます。

しかしながら、県単治山事業に対します地元からの事業実施要望が多く、自然災害防止事業では要望箇所の約50%、小規模治山事業につきましてもは要望箇所の40%しか応えられていないという状況でございます。特に小規模治山事業につきましてもは、以前から要望いただいている箇所への対応に加えまして、毎年新たに発生します災害にも緊急に対応せざるを得ないという状況もありまして、要望していただいた箇所にすぐに着手できないこともございます。

このため、小規模治山事業につきましてもは、地域住民の安全・安心を守るため、緊急性、危険性を考慮し、計画的に工事を進めるとともに、毎年新たに発生します災害にも迅速に対応できるよう、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[30番 北川裕之議員登壇]

○30番（北川裕之） お答えをいただきました。40%ということですから、しかも積み残しが、毎年また新規が挙がってきて出てくるという状態ですので、このところはまた、じゃ、別に何を切るかという議論もございますが、それはまた総括で議論いただくとして、しっかりとした予算確保をお願いして次の項目に移らせていただきます。

最後に、災害拠点病院の充実についてであります。

先日、三重県医療審議会の災害医療対策部会を傍聴してまいりました。今、第五次の改訂作業が行われているところですので、各部会ともに熱心に御議論いただいているところです。この部会の冒頭で、石巻赤十字病院の3・11の際の病院の初動の記録を撮ったビデオを見せていただきました。2時46分の地震発生の最中からビデオが回り始めまして、震災後の院内の対応の様子

がしっかりと記録されています。スタッフの参集からトリアージの準備、運ばれてくる患者の様子が映っていて、大変、今後の対応策に非常に参考になる材料でした。同時に、桑員地域における災害医療の取組事例も発表がございまして、災害拠点病院の能力には限界があり、いかに他の病院や開業医の皆さん等との協力、役割分担を、あるいは補完し合うことが重要だというふうにお聞きをしました。

こうした資料を見た上で、部会の議論の中では、第五次の三重県保健医療計画の災害医療対策の中間案が示されました。東日本大震災の経験から、災害医療が単に外傷性の患者対応にとどまらず、透析に代表される慢性的疾患への対応が欠かせないことや、急性期だけではなく中長期にわたる医療支援が求められるなどの視点が盛り込まれています。また、災害拠点病院のさらなる充実が厚生労働省から求められており、こうしたことへの対応も今後の課題となっています。

ここで、まず一つ目の質問は、東日本大震災での対応を踏まえて開かれた国の災害医療等のあり方に関する検討会の報告書に基づいて厚生労働省が示している災害拠点病院の指定要件の改正、改正という中身は拡大と厳格化です。指定要件が満たされない場合は、県が指定を解除しなさいという強い口調で書かれてあります。この指定要件の改正がどのような内容のものなのか。そして、それに対して県内の災害拠点病院はどの程度対応できるのか、また、どの程度の整備が必要なのか、お尋ねをします。

次に、県内の災害拠点病院ですが、現在、12病院が指定をされています。配置はこの図のようであります。（パネルを示す）ちょっと強引に大ざっぱに言いますが、やはりほとんどの配置は沿岸部を中心にされています。大きく内陸側にあるのは、伊賀市立上野総合市民病院だけであります。東日本大震災の際に宮城県の遠野市が被災地への後方支援の拠点として活躍されたのは記憶に新しいところですが、南海トラフ巨大地震を想定したときには、伊賀地域が後方支援の拠点として機能させることが非常に重要な視点と考えます。そうした意味から、上野総合市民病院とあわせて三重県として名張の市

立病院も災害拠点病院として指定を行い、その機能を担わせるべきと考えます。災害拠点病院の指定要件の中には、被災地、被災したときの、そのエリアの中の傷病者を受け入れるだけではなくて、離れたところからの被災地からの傷病者の受け入れということもうたわれてまいりますので、そうした観点も含めて、名張市立病院も新たに災害拠点病院として指定を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上2点についてお尋ねをいたします。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 災害拠点病院の指定要件が厳格化された内容と県内の災害拠点病院の状況、それから、名張市立病院の災害拠点病院としての指定をすべきではないかという御質問にお答えいたします。

まず、災害拠点病院は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえまして、平成8年に当時の厚生省から出された通知に基づきまして都道府県が指定をしております。現在、本県では、スクリーンでもお示しをいただきましたとおりですが、北勢保健医療圏に4病院、それから、中勢伊賀保健医療圏に2病院、南勢志摩保健医療圏に5病院、東紀州保健医療圏に1病院ということで、合計12病院を災害拠点病院に指定しておるところでございます。

災害拠点病院の要件は、東日本大震災の経験を踏まえまして、本年の3月に厚生労働省から出された通知によりまして明確化されたり追加されたりしておるところです。例えばライフラインにつきましては、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機と、3日分程度の燃料、食料、飲料水、医薬品等の備蓄を保有するよう要件が明確化されました。また、新たに、災害派遣医療チーム、DMATですが、これとか、衛星電話の保有、地域の二次救急医療機関等との定期的な訓練の実施など、そういったことが求められることとなりました。

新たな要件としまして追加されたDMATの保有につきましては、厚生労働省が実施する養成研修を受講する必要がありますが、各都道府県の受講枠が限られておりまして、県内にはDMATを保有していない災害拠点病院も

あるわけでございます。また、衛星電話の保有や訓練の実施など、今後の整備が必要な病院もあります。県としまして、早期に要件を満たしていただけるよう、各災害拠点病院に働きかけてまいりたいというふうに考えております。

それから、名張市立病院の関係でございますが、東日本大震災では多くの医療機関が被災して、機能不全に陥りました。また、東日本大震災を踏まえますと、被害が甚大で、県内12の災害拠点病院では対応できない場合も想定をされます。例えば和歌山県では、災害拠点病院をバックアップする災害支援病院を指定するなど、独自の補完体制を整備しております。

本県におきましても、現在策定中の三重県保健医療計画の五次改訂で、災害拠点病院が被災する場合に備えて、県全体、あるいは各地域の災害拠点病院の補完、連携体制を構築しまして、その充実強化を図る方向で検討してございます。今後、その検討結果を踏まえまして、現在指定している災害拠点病院の意見も聞いた上で、医療審議会の災害医療対策部会におきまして、新たに災害拠点病院を指定するのか、あるいは和歌山県のように災害拠点病院を支援する病院を独自に指定するのかなど御議論をいただいて、体制づくりを進めていくこととしております。

伊賀サブ保健医療圏につきましては、伊賀市立上野総合市民病院が拠点病院と指定されておるところでございます。名張市立病院の指定につきましては、策定中の保健医療計画の方向性を踏まえまして、伊賀サブ保健医療圏においてどのような災害医療体制を構築していくのか、こういったことを議論する中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 時間が足らなくなってきました。メインディッシュの大阪事務所まで行かないような気がしてきました。

要件の中でDMAT、これは、話にあったように、国の講習、訓練がなかなか、枠がいっぱいというか、十分に一気に進んでいかないという現状もあ

るようにお聞きをしました。実際どういう中身なのかわからないですけれども、このあたりの国の受け入れ、DMA Tの講習の受け入れ体制等は、やはりもう少しスムーズに、もう少し数も含めてこなしていけるような体制づくりを国にもしっかりと求めていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは名張市立病院の災害拠点病院の指定ですけれども、これについても、支援病院といった形のサブ的な拠点病院の位置づけという考え方もあるというふうにお聞きをしましたがけれども、やはり災害時に備える日常の取組の中のモチベーションもありますので、単に補助金額的なことではなくてモチベーションにも大きくかかわるところだと思いますので、ぜひ指定をいただけるような方向で検討いただきたいということを強く要望させていただいて、次の項目に移らせていただきます。

次に、三重県が在宅医療を進めるためにということでお尋ねをさせていただきます。

これも県の保健医療計画の改訂にかかわって、在宅医療が今度の第五次の改訂でこれを充実させていくというのが大きなポイントになっておりますので、三重県在宅医療推進懇話会というのが開催をされて、この改訂についての議論が行われておりました。在宅医療といっても、一口に言いましても、術後の在宅の治療から小児の在宅医療、終末期のみとりまで、非常に幅が広く多様なものです。特によく言われるのが、日本人の約8割の人が人生の最期を自宅でと望んでいるのにも関わらず、現実には約8割の人が病院で亡くなっているという話はよく聞かれます。ただ、今はそれ以上に、団塊の世代が平均寿命を迎えるこれから30年は、実は病院や福祉施設がなかなか入り切れなくて、逆に望むと望まざるにかかわらず自宅で最期を迎えるという時代に突入していくというふうに言われています。そういう意味で、介護等の福祉サービスとも連動しながら、この在宅医療が果たす役割というのは大変大きなものになってくるんだろうなというふうに思います。

懇話会でのお話を聞いていると、とはいえ在宅医療の分野というのはまだまだ緒についたばかりで、課題山積というふうに感じました。医師、歯科医



師、看護師、ケアマネジャー、ヘルパー、薬剤師、リハビリ関係、行政の福祉担当者、こういう数多くの職種の皆さんが連携をとらなければ進みません。多職種連携が不可欠だと、こういう言葉も初めて聞かせていただきました。また、急変時の受け入れ病院、バックアップ体制をどうしていくのか、こういうことも未整備だと。訪問看護ステーションの整備も進められてきましたけれども、看護師不足から24時間体制を実際とれるところが非常に少ない。最後に、根本的な問題として、高齢化、核家族化の中で本当に家庭に介護力を期待できるのかと。本当に挙げれば切りがないお話を聞かせていただきました。

しかし、さきにもお話ししたように、全ての住民を在宅医療にというのは無理であっても、その方向性というのは進めていかなきゃならないのは間違いない話だというふうに思っています。県として今後、在宅医療を全県的に進めるためにどういう取組を進めていくのか、その考え方についてまずはお尋ねをします。

あわせて、名張市は今、国の在宅医療連携事業を受けて、昨年から在宅医療支援センターを開設しています。多くの相談業務や医師のあっせん、在宅医療の啓発活動等を行っています。拠点的な役割を担っていますけれども、残念ながら、国において来年度以降の採択基準に変更があって、事業を受けられるかどうか不透明とお聞きしております。この事業の採択の見込み等についてもあわせてお聞かせください。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 在宅医療に関しまして2点のお尋ねに御答弁させていただきます。

在宅医療においては、医療と介護の双方を調整する上で市町が積極的に取り組むことが必要であることから、県では今年度策定中の保健医療計画第五次改訂におきまして、市町を単位として提供体制を整備していくこととしております。また、今年度、国から委託を受けて実施します多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業、これにおきまして、市町の取組を支援

するため、来年1月に、市町の行政担当者、郡市医師会の推薦を受けた医師、ケアマネジャー等を対象に地域リーダー研修を実施することとしております。

今後は、市町の在宅医療連携体制の構築に向けまして、この地域リーダー研修受講者が核となって進める多職種連携による在宅医療のネットワークづくり等を支援していくことが必要であるというふうに考えております。

それから、名張市の在宅医療支援センターが採択を受けております在宅医療連携拠点事業につきまして、平成25年度の国の概算要求におきまして、市町村が中心となって医師会等関係機関間の密接な連携のための調整を行う必要があるということから、市町村が事業主体となって実施することとなったところでございます。

来年度の採択につきましては、11月17日に行われました内閣府の新仕分けにおきまして、この在宅医療連携拠点事業が抜本の見直しを結論とするというふうにされたところでございます。こうしたことから、今後の国の動向を注視しますとともに、情報収集に努めるなど、市町に対しまして必要なバックアップを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 名張市が受けています国の事業ですけれども、仕分けで抜本の見直しというのも聞かせていただきました。福祉的な分野で総合的にやっていくべきだというふうなスタンスだったと思うんですけれども、しかし、あくまでも今スタートしているのは、本当にモデル的に先駆的にやろうとしている分野なので、広く広まっていくときにはそれでいいのかもわかりませんが、現段階ではやはり事業として継続をいただいて、できればこのセンターが拠点として続けられるように、ぜひ県としてもバックアップをお願いしたいというふうに思います。

それから、先に県の在宅医療の考え方ですけれども、まず一つは、やっぱり看護師不足、これは今後を考えたときに本当にしっかりと解消していただかなきゃならないんだろうと思います。単に看護師といっても、訪問看護ス

テーション、24時間のこの対応については、本当にそういう意識、こういう仕事に就いていただくという意識の醸成もやっぱり教育機関の中で必要なのかなというふうに感じさせていただきました。

それと、もう一つ、医師の皆さん方については、これは本当に県としても考え方を十分議論いただきたいと思うんですね。誰が担えるかというのは非常に大きな問題で、開業医の方も、当然外来で自分の患者も持ち、場合によっては午後の診察もあり、そして、それから往診に行くというようなことで、体力的になかなか厳しい。最近是一方で、専門的に診療所を持たずに在宅医療だけを専門にやっていくというふうな医師団というかチーム、そういうものもできてきているようにお聞きをします。そういうところが担うのがいいのか、あるいは、また、民間や公立の病院が入院患者の延長線上として在宅というのを担っていくのがいいのかという議論は、一度私はしっかり、この懇話会の中身もそうですけれども、県としてしっかりと議論をしていただきたいというふうに思います。

そういう意味で、個人的な見解ですが、三重大が取り組んでいただいています総合診療の分野は、この在宅医療に大きく私はいろんな形で寄与いただけるんじゃないかなというふうに思っています。できればそういう位置づけもさらに高めていただいて、一志病院についても、なかなかモチベーションが今の状況では上がりませんので、きちんと病院改革のほうもけじめをつけていただいて、そうした在宅医療も含めた家庭医療の拠点としてさらにバージョンアップをしていただいたらどうかなと。このことについては要望というふうにさせていただきたいと思います。

残り2分でメインディッシュに。知事は平成25年の夏に向けて首都圏の営業拠点を設けられるということで、大変期待をさせていただいています。一方、大阪事務所ですが、これは、内容的にはまさに営業拠点的な仕事をしていただいている現状だと思います。政策的な議論も一度させてはいただきましたが、私はこの際、今、関西圏営業拠点としていただいて充実強化を図っていただく、こういうことでぜひトライをしていただきたいな、そのほうが

職員の方もモチベーションが上がるのではないかなというふうに思っておりますが、いただいた予算要求の資料を見ますとCに位置づけをされておりました。このことも含めまして、知事の見解をお聞きしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 大阪事務所を関西圏の営業拠点として営業機能を強化してはどうかという御提案ですが、平成23年度に観光展とか物産展に78回ぐらい参加させたり、あるいは、いろいろしているんですが、8月から大阪事務所の職員が県内の市町の皆さんとか事業者を回ってニーズ把握をさせていただきました。特に名張市観光協会からは、観光展やキャンペーンなど、市町が出展可能なイベントをリサーチし提供いただければありがたいといったような御意見をいただいたり、いろいろ聞いております。

そういう意味で、大阪事務所のあり方、大阪だけにとどまらず、兵庫、京都、そういうものを含めて、今まで若干待ちだったところを打って出るような、そういう営業ができるような形に平成25年度から見直しを図りたいと思いますので、まずは、場所的なものをどうするかということもさることながら、25年度スタートからの組織改正、それから人事、そこで見直しを図って、関西圏にも力を入れてきたなと思っていただけるような見直しをしたいと思っております。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 大変力強い御答弁をいただきました。これで元気にここから帰れます。

時間が参りましたので、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

田中智也議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。1番 下野幸助議員。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 午前中の田中議員からありましたスポーツ推進に関連い

たしまして質問させていただきます。鈴鹿市選出の下野幸助です。もう明日から選挙ということでお忙しいところ済みませんが、よろしく願いいたします。

早速、競技力向上の取組について2点ほど質問させていただきたいと思えますけれども、本県では鈴木知事を筆頭に三重県の競技力向上対策本部というのを設置していただきまして、国体に向けて多様に取り組んでいただいているとお伺いしております。そこで5本の柱というのが立てられておるということで、一つはジュニア及び少年選手の発掘・育成強化、そして、二つ目に成年選手の育成強化、三つ目に指導者の育成確保、四つ目に環境整備、五つ目に仕組みづくりというこの5本の柱で対策をしていただいているというところになりますけれども、今日は、この上から二つ、ジュニア及び少年育成の発掘・育成強化、そして、二つ目の成年選手の育成強化についてお話をさせていただきたいと思えます。

今年は岐阜県で清流国体が行われまして、その2点について、ちょっと岐阜県と絡めてお話をさせていただきたいと思うんですけども、一つ目のジュニア及び少年育成の発掘・育成強化というのは、岐阜県の場合は、開催7年前に7カ年計画というのを策定いたしまして、開催6年前にターゲットエイジという県の強化選手のチームをつくって、そして、具体的には5年前からその強化指定選手というのを選抜、これは1000名規模なんですけれども、1000名規模で小学校4年生から中学校1年生までを指定して取り組まれたということをお伺いしております。予算は33億円かけて、競技種目は40種目ということでしたので、大体1種目8000万円程度だと思えますけれども、そういったことで5年前から一生懸命取り組まれているということをお伺いしております。

岐阜県議会のスポーツの担当者に聞きますと、天皇杯、優勝にこのターゲットエイジのチームがすばらしく貢献をしたということをお伺いしております、できれば5年前ではなくて、もう少し早目のチーム結成でもよかったのではないかというふうにもお伺いしています。といいますのは、特に女性なんか

は成長期のこともあって、低学年から始めておけばよかったかなという種目もあったように聞いております。

そこで、三重県もこれから対策本部を設置していただきまして、競技力向上に努めていくわけではございますけれども、いち早くこのターゲットエイジに並ぶような、三重県の強化選手の、指定選手の制度を検討していただきたいというふうに思います。

それから、もう1点は成年の強化のほうですけれども、複数の企業に選手の雇用を依頼していただきまして、県と企業が連携して成年の選手の強化の育成にも取り組んでいただきたいと思っております。私、鈴鹿市なんですけれども、鈴鹿市の場合ですと、ハンドボールのバイオレットアイリスがあったり、サッカーはランポーレ鈴鹿もありますので、そういった競技をもっと広く多様な選手に、選手の雇用を企業に促していただきたいというふうに考えておりますが、この2点について、今後スピードを上げてやっていただきたいと思っておりますけれども、山口スポーツ推進局長のコメントをいただきたいと思っております。

**○地域連携部スポーツ推進局長（山口千代己）** 岐阜県で行われた国体の競技力向上についての取組について紹介があったわけですが、本県におきましても競技力対策基本方針というのを今作成中でございまして、来年度から対策本部を立ち上げる予定をしております。それには知事に就任いただいて、広く企業、体協、協議団体なども入っていただいて、今までのみえのスポーツ強化推進委員会から発展的に解消して力を入れていきたいと思っております。

現在、平成24年度の取組でございまして、ジュニア期、少年選手の発掘・育成につきましては、競技人口の少ないなぎなたとかヨットとかウエートリフティングなどについては、競技団体の理解を得ながらジュニア発掘に長期休業中を利用してやっておると。今後これを増やしていきたいと思っております。

また、学校運動部についての取組につきましても、今年度から部活動の強

化指定ということで6校8部、私立学校にも御協力をいただいて、公私問わず三重の競技力を上げるように取り組んでおるところでございますが、これについても今後拡充をしてまいりたいと思っております。

成年選手の育成強化につきましては、これは、対策本部の中で企業の方々に御理解をいただかない限りなかなか、三重県はこうやってやりますからということで押しつけになってもいけませんので、そのあたり、慎重にやってまいりたいと思っております。

以上です。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 一つ目のジュニアのほうなんですけれども、大体競技種目が40競技ある中で、全てが一斉にとというのは難しいかと思うんですけれども、例えば水泳とか陸上とか、主立ったところというのは競技人口も多いわけですから、そういったところもぜひとも早目にチームを結成していただいで行っていただきたいと思えます。

それから、低学年からできればお願いをしたいというふうに思っておりますけれども、実は私も月に二、三回、県営鈴鹿スポーツガーデンで水泳を、トライアスロンをしている関係で行くと、知事の奥様が一生懸命シンクロナイズドスイミングを教えているわけですね。私、泳いでいると、水中から怖い女性の声が聞こえてくるわけです、怒られているような、こんなことを言ったらあれなんですけれども。ただ、一生懸命子どもたちに教えている、これはいいなと思って、水泳に限らずなんですけれども、そういったことなるべく早く、そして低学年から行っていただきたいというふうに思っています。

それから、成年のほうの選手のほうなんですけど、企業になかなか難しいというお話だったと思うんですけれども、そこは県職員の方も、低姿勢といいますか謙虚に。これは、岐阜県の場合は100万人来て大成功に終わったわけなんですけれども、そういったことを鑑みますと、企業さんの力もやっぱり借りなければ成功はできないと思えますので、どうか何回もトライしていただ

いて、多くの企業がありますので、そういったことに御支援いただけますようお願いをさせていただきたいというふうに思います。

済みませんが、もうお時間が来ましたので、9年先の国体ではございますけれども、選手の育成なんかは非常に時間がかかるというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、関連質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。明4日から18日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、明4日から18日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

12月19日は、定刻より本会議を開きます。

## 散 会

○副議長（舟橋裕幸） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時10分散会